

長野県の賃金概況

平成29年



長野労働局



必ずチェック! 最低賃金

【 目 次 】

第1 長野県における賃金の概況

1 長野県の賃金水準	第1表 産業別1人平均月間現金給与額	1
2 長野県下の賃金水準の年次別推移		
(1) 男女別賃金の推移	第1図 1時間当たり賃金額の推移と対前年上昇率	2
	第2表 男女別所定内給与額の推移	2
	第3表 男女別年間賞与その他特別給与額の推移	2
(2) 年齢階層別賃金の推移	第4表 年齢階層別賃金水準	3
	第2図 年齢階層別1時間当たりの賃金額	3
(3) 企業規模別賃金等の状況	第3図 企業規模間格差(賃金額の比較)	4
	第5表 企業規模別賃金額等の状況(男女別)	4
	第4図 規模別所定内実労働時間数の変化	5
	第6表 企業規模別賃金等の状況(男女別)	5
(4) 労働者構成	第5図 推計常用労働者の産業別構成	6
	第6図 年齢階層別労働者構成	6
3 職種別賃金等の状況	第7表 職種・性別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与 その他特別賞与額	7
4 新規学卒者の初任給		
(1) 初任給の水準	第8表 平成27年度新規学卒者初任給	10
(2) 初任給の推移	第9表 新規学卒者初任給の推移	10
	第10表 都道府県、性、学歴別初任給及び都道府県間格差	11
	第7図 学歴別初任給額と対前年比の推移	12
	第11表 学歴別初任給額と対前年比の推移	12
(3) 産業別初任給水準	第12表 産業別初任給水準(平成27年)	13
	第8図 初任給の産業間格差	13
	第13表 初任給の産業間格差	13
[参考] 都道府県別にみた賃金及び初任給の地域格差		
(1) 平成27年賃金及び初任給の地域格差		14
(2) 平成27年賃金の地域格差の推移		16

第2 長野県における最低賃金の概況

1 最低賃金制度の概況	17
2 最低賃金決定の仕組み	21
3 長野県の最低賃金	22
4 長野県の最低賃金 及び特定(産業別)最低賃金決定経過	26
5 平成27年度地域別最低賃金改正状況	30
6 長野県最低賃金額と一般賃金水準等との比較	31
[参考] 最低賃金制度の沿革	32

第3 長野県における家内労働の概況

1 最低工賃の概況	37
2 長野県最低工賃決定状況	38
3 最低工賃設定工程の解説	39
4 家内労働法のあらまし	41
5 家内労働の概況	43
6 家内労働者等の労災保険特別加入制度	44
7 家内労働法の周知	45
[参考] 作業の心得	46

第1 長野県における賃金の概況

1 長野県の賃金水準 【資料出所:平成27年賃金構造基本統計調査報告】

長野県の賃金水準をみると、きまって支給する現金給与額は、男性が337,400円、女性が238,500円、所定内給与額は、男性が303,800円、女性が220,900円で、いずれも全国平均の90%台の水準にある。

第1表 産業別1人平均月間現金給与額

(単位:千円)

	長野県				全国			
	男性		女性		男性		女性	
	きまって 支給する 現金 給与額	所定内 給与額	きまって 支給する 現金 給与額	所定内 給与額	きまって 支給する 現金 給与額	所定内 給与額	きまって 支給する 現金 給与額	所定内 給与額
調査産業計	337.4 (91.1)	303.8 (90.7)	238.5 (91.9)	220.9 (91.3)	370.3	335.1	259.6	242.0
建設業(D)	343.0 (92.6)	318.8 (93.3)	235.3 (93.0)	221.3 (92.9)	370.3	341.7	253.0	238.1
製造業(E)	345.2 (95.6)	305.3 (96.0)	225.4 (98.5)	207.9 (98.8)	360.9	318.0	228.9	210.5
卸売業、小売業(I)	322.4 (88.7)	299.8 (87.8)	214.8 (88.9)	200.0 (87.6)	363.4	341.5	241.7	228.4
医療・福祉業(P)	354.9 (93.5)	324.6 (92.1)	261.8 (96.6)	241.8 (95.7)	379.4	352.6	271.0	252.6
サービス業 (他に分類されないもの) (R)	266.4 (87.3)	243.3 (88.1)	201.3 (88.3)	186.5 (87.4)	305.3	276.2	227.9	213.3

()内は全国を100とした場合の格差(%)

(注) 1 きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによって予め定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。

2 所定内給与額

きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額以外のものをいう。

3 常用労働者10人以上の事業所についての集計である。

4 産業の範囲は、「日本標準産業分類」による。

※なお、H25年調査より、サービス業(他に分類されないもの)の統計結果を計上している。

2 長野県下の賃金水準の年次別推移

【資料出所：平成27年賃金構造基本統計調査報告】

(1) 男女別賃金の推移(第2表、第3表、第1図)

1時間当たりの賃金額を男女別にみると、男性が1,819円、女性1,347円で女性は男性の74.0%となっている。

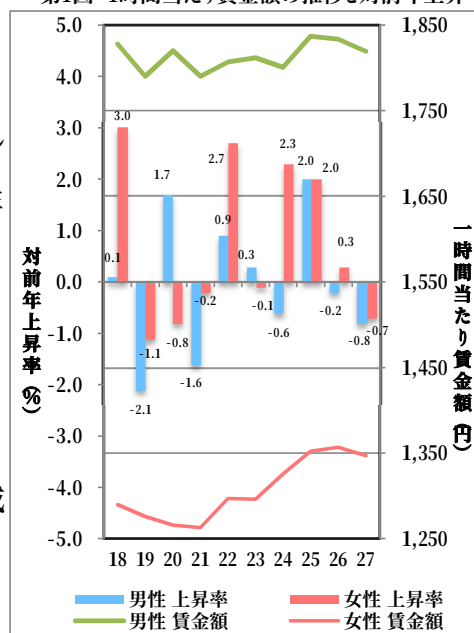
男性の1時間当たり賃金額は、平成18年の1,828円に対して、平成27年では0.5%減、女性は平成18年の1,290円に対して、平成27年では4.4%増となっている。

女性の賃金は男性に対して、平成18年は70.6%、平成23年は71.5%、平成27年は74.0%となっており、男女間の賃金格差は、過去10年間では縮まる傾向にある。

年間賞与等特別給与額を男女別にみると、男性は931,100円、女性は549,600円で女性は男性の59.0%となっている。男女別に平成18年以降の状況をみると、男性は平成18年の948,900円から1.9%減少し、女性は平成18年の561,600円から2.1%の減少となっている。

男性は、平成18年をピークに全体的には減少傾向であり、女性は平成18年の561,600円から減少傾向を示した後、平成23年から増減を繰り返している。

第1図 1時間当たり賃金額の推移と対前年上昇率



第2表 男女別所定内給与額の推移

年別			平成18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
区分	性別	月額(千円)	310.8	306.1	305.7	300.8	301.8	304.4	302.5	304.9	306.2	303.8
		時間(時間)	170	171	168	168	167	168	168	166	167	167
所定内給与額及び労働時間	女性	月額(千円)	212.8	211.8	207.6	208.4	212.7	212.6	217.4	217.7	219.8	220.9
		時間(時間)	165	166	164	165	164	164	164	161	162	164
賃金額	男性	男性(円)	1,828	1,790	1,820	1,790	1,807	1,812	1,801	1,837	1,834	1,819
		女性(円)	1,290	1,276	1,266	1,263	1,297	1,296	1,326	1,352	1,357	1,347
	女性	男性(円)	100.0	97.9	99.6	97.9	98.9	99.1	98.5	100.5	100.3	99.5
		女性(円)	101.2	99.1	100.7	99.1	100.0	100.3	99.6	101.6	101.5	100.7
	指数	男性(円)	100.0	98.9	98.1	97.9	100.5	100.5	102.8	104.8	105.2	104.4
		女性(円)	99.5	98.4	97.6	97.4	100.0	99.9	102.2	104.3	104.6	103.9
	格差(女/男 %)	格差(女/男 %)	70.6	71.3	69.6	70.6	71.8	71.5	73.6	73.6	74.0	74.0

(注) 1 1時間当たりの賃金額は、所定内給与月額を所定内労働時間数で除した額であり、1円未満を四捨五入した額である。

2 1時間当たり賃金額の指数は、男女とも上段は平成18年、下段は平成22年を100とした数値である。

第3表 男女別年間賞与その他特別給与額の推移(単位：千円)

年別		平成18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
区分	男性	948.9	892.8	865.5	899.9	682.8	808.9	786.7	813.3	787.4	931.1
	女性	561.6	526.1	515.4	510.8	467.2	509.1	495.7	498.2	486.0	549.6
格差(女/男 %)		59.2	58.9	59.5	56.8	68.4	62.9	63.0	61.3	61.7	59.0

(2) 年齢階層別賃金の推移(第4表、第2図)

1時間当たりの賃金額を年齢階層別に見ると、男性は～19歳層1,035円、20～24歳層1,176円、45～49歳層2,107円と年齢層が高くなるにつれて賃金水準が順次高くなっており、50～54歳層で2,308円と最も高く、最も低い～19歳層の約2.2倍となっている。平成18年と平成27年との比較では、最も高い層は平成18年、平成27年ともに50～54歳層となっており、また、60歳～64歳層以降での賃金の下降が目立っている。

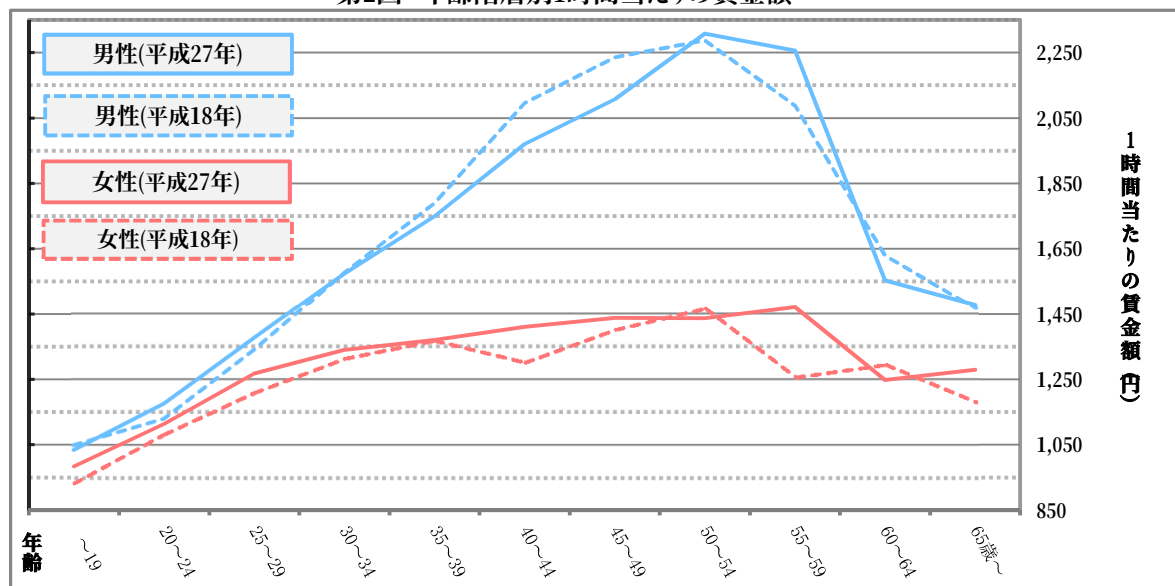
女性について見ると、～19歳層984円、20～24歳層1,114円、25～29歳層1,268円、30～34歳層1,340円と年齢層が高くなるにつれて賃金水準が順次高くなっており、55～59歳層1,472円と最も高く、最も低い～19歳層の約1.5倍となっている。また、平成27年は60歳～の年齢層になると下降している。平成18年と平成27年との比較では、50～54歳層までは概ね同じ賃金カーブを描いている。年齢階層別に男女間の賃金格差を単純に比較してみると、男女とも1時間当たり賃金額が最も低い年齢層である～19歳層では、女性は男性の95.1%となっているが、55～59歳層では、男性の65.2%となっており、男女間格差が最も大きい。

第4表 年齢階層別賃金水準

年別 区分			平成 18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
所定内給与月額 (千円)	～19歳	男女	169.9	179.5	172.4	168.0	165.0	171.1	178.1	167.3	170.4	177.0
		男女	157.9	165.0	162.1	162.1	167.9	157.6	157.6	163.0	163.5	165.3
	20～24	男女	190.9	195.8	202.3	191.6	195.1	195.1	221.0	193.8	202.2	196.4
		男女	181.9	182.2	178.5	180.6	180.7	181.7	181.7	185.8	190.3	186.1
	25～29	男女	227.7	228.4	224.1	221.1	226.6	225.6	259.0	224.1	222.4	227.0
		男女	200.7	201.7	205.6	198.8	200.7	201.9	201.9	203.4	208.8	208.0
	30～34	男女	268.0	267.4	268.4	258.7	267.0	258.8	298.4	255.8	263.2	261.2
		男女	214.0	211.8	220.2	210.2	217.9	218.9	218.9	218.0	213.3	221.1
	35～39	男女	304.2	304.7	309.6	303.9	303.1	302.0	326.9	297.2	296.1	290.4
		男女	223.0	221.2	217.5	217.0	231.8	223.9	223.9	223.1	220.1	223.4
	40～44	男女	354.3	344.8	340.2	332.5	331.4	337.4	361.7	328.8	321.7	329.0
		男女	217.2	222.3	226.3	211.1	217.1	227.0	227.0	230.6	220.2	231.4
	45～49	男女	380.2	374.6	378.4	362.3	366.2	364.6	393.5	364.4	358.2	349.7
		男女	231.1	231.0	215.4	221.7	223.8	222.6	222.6	234.4	236.2	234.4
	50～54	男女	388.9	379.3	377.4	386.9	376.7	389.7	406.2	391.3	383.7	383.1
		男女	240.4	226.6	211.6	236.3	230.4	225.2	225.2	227.7	242.0	235.7
	55～59	男女	357.1	344.7	352.3	362.6	358.3	378.5	380.9	372.2	379.9	376.8
		男女	206.0	210.8	205.7	209.2	223.5	218.5	218.5	239.9	232.7	239.9
	60～64	男女	276.9	257.6	247.9	261.7	246.4	249.4	264.6	244.3	262.7	259.4
		男女	211.0	189.8	177.5	195.9	185.9	189.1	189.1	196.6	213.6	206.0
	65～	男女	242.1	253.0	202.6	244.6	228.7	217.5	288.0	230.9	229.4	246.6
		男女	197.2	183.6	209.2	167.6	174.5	186.5	186.5	235.4	203.2	210.0
一時間当たり賃金額 (円)	～19歳	男女	1,049	1,081	1,051	1,043	1,012	1,006	1,048	1,014	1,027	1,035
		男女	934	959	965	954	959	927	949	976	951	984
	20～24	男女	1,130	1,138	1,219	1,147	1,168	1,161	1,315	1,175	1,212	1,176
		男女	1,083	1,078	1,075	1,069	1,082	1,095	1,095	1,133	1,167	1,114
	25～29	男女	1,339	1,344	1,350	1,316	1,357	1,343	1,551	1,366	1,348	1,376
		男女	1,209	1,215	1,261	1,190	1,209	1,224	1,224	1,256	1,289	1,268
	30～34	男女	1,576	1,564	1,607	1,531	1,599	1,540	1,766	1,550	1,586	1,573
		男女	1,313	1,284	1,351	1,259	1,329	1,343	1,335	1,371	1,325	1,340
	35～39	男女	1,789	1,782	1,832	1,809	1,815	1,787	1,946	1,790	1,773	1,749
		男女	1,368	1,341	1,334	1,315	1,431	1,382	1,391	1,412	1,367	1,371
	40～44	男女	2,096	2,016	2,013	1,967	1,996	1,996	2,153	1,969	1,915	1,970
		男女	1,301	1,347	1,388	1,295	1,324	1,393	1,384	1,432	1,359	1,411
	45～49	男女	2,236	2,191	2,252	2,169	2,193	2,183	2,356	2,195	2,145	2,107
		男女	1,401	1,392	1,305	1,352	1,365	1,366	1,357	1,465	1,467	1,438
	50～54	男女	2,288	2,218	2,246	2,303	2,242	2,320	2,418	2,372	2,298	2,308
		男女	1,466	1,373	1,282	1,423	1,413	1,382	1,373	1,406	1,503	1,437
	55～59	男女	2,088	2,016	2,097	2,171	2,146	2,253	2,295	2,256	2,302	2,256
		男女	1,256	1,270	1,247	1,291	1,363	1,340	1,332	1,509	1,419	1,472
	60～64	男女	1,629	1,498	1,493	1,530	1,475	1,493	1,575	1,481	1,583	1,553
		男女	1,294	1,157	1,096	1,187	1,140	1,153	1,153	1,214	1,335	1,248
	65～	男女	1,467	1,524	1,220	1,439	1,378	1,287	1,778	1,383	1,374	1,477
		男女	1,181	1,177	1,308	1,016	1,077	1,117	1,166	1,444	1,217	1,280

(注) 1時間当たりの賃金額は、所定内給与月額を所定内実労働時間数で除した額であり、1円未満を四捨五入した額である。

第2図 年齢階層別1時間当たりの賃金額



(3) 企業規模別賃金等の状況 (第3図、第5表、第4図、第6表)

ア 1時間当たりの賃金額を企業規模別にみると、

- ・1,000人以上規模では男性は2,211円、女性は1,598円
- ・100～999人規模では男性は1,809円、女性は1,368円
- ・10～99人規模では男性は1,605円、女性は1,195円

1,000人以上規模を100として企業規模間格差をみると、

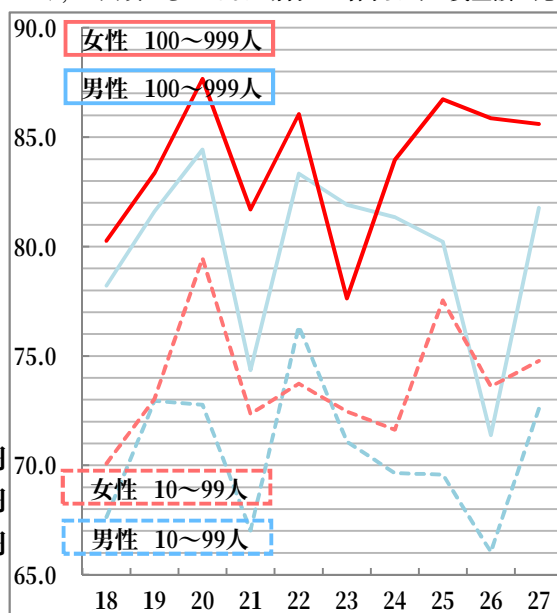
- ・100～999人規模は男性81.8、女性85.6
- ・10～99人規模は男性72.6、女性74.8となっている。

イ 所定内給与額を企業規模別にみると、

- ・1,000人規模の男性は353,800円、女性は249,300円
- ・100～999人規模の男性は298,400円、女性は224,400円
- ・10～99人規模の男性は276,000円、女性は200,800円となっている。

第3図 企業規模間格差

(1,000人以上を100とした場合の1時間あたりの賃金額の比較)



第5表 企業規模別賃金額等の状況 (男女別)

男性

年 別 区 分		平成 18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
現金給与額 (千円)	規 模 計	346.2	338.5	336.0	322.0	328.8	334.7	332.7	334.1	340.1	337.4
	1,000人以上	415.0	398.3	400.0	420.6	390.0	397.0	397.6	408.3	429.2	395.7
	100～999人	351.3	338.7	341.2	313.4	327.3	334.2	333.4	327.7	331.6	333.4
	10～99人	304.1	301.5	297.4	288.8	305.1	294.0	290.6	289.4	300.0	302.4
所定内 給与額 (千円)	規 模 計	310.8	306.1	305.7	300.8	301.8	304.4	302.5	304.9	306.2	303.8
	1,000人以上	375.8	350.9	352.8	378.2	347.9	357.0	357.1	362.0	384.8	353.8
	100～999人	307.0	306.2	310.8	294.9	300.8	303.3	301.5	301.2	293.8	298.4
	10～99人	279.8	278.6	275.8	273.7	283.8	271.1	269.0	269.0	276.6	276.0
1時間 当たりの 賃金額 (円)	規 模 計	1850	1822	1798	1759	1796	1812	1811	1815	1823	1819
	1,000人以上	2364	2207	2178	2320	2161	2217	2246	2235	2435	2211
	100～999人	1849	1801	1839	1725	1801	1816	1827	1793	1738	1808
	10～99人	1599	1610	1585	1555	1650	1576	1564	1555	1608	1605
賞与等 特別給与額 (千円)	規 模 計	936.6	948.9	892.8	865.5	899.9	682.8	808.9	786.7	813.3	931.1
	1,000人以上	1564.2	1531.8	1410.3	1368.8	1548.8	1136.0	1336.8	1390.6	1213.5	1491.0
	100～999人	846.4	1013.6	899.1	971.3	997.5	719.0	814.5	781.8	839.7	990.6
	10～99人	524.3	570.2	569.5	486.2	491.2	462.6	451.4	410.2	498.2	471.4

女性

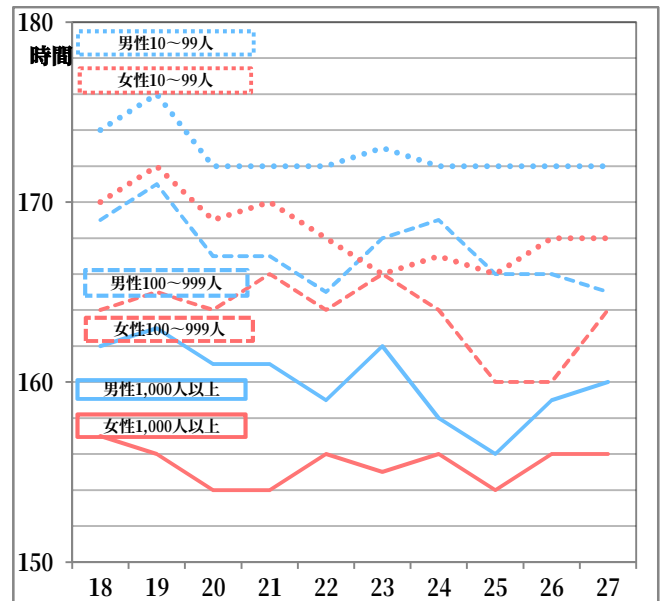
年 別 区 分		平成 18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
現金給与額 (千円)	規 模 計	231.8	228.0	222.4	219.8	228.1	228.6	233.5	235.0	238.7	238.5
	1,000人以上	269.7	268.6	247.2	260.3	263.0	269.0	277.5	260.9	273.6	271.3
	100～999人	238.4	230.0	225.3	219.7	235.2	222.9	241.5	242.8	243.6	243.4
	10～99人	205.3	203.9	206.6	202.1	206.5	209.9	204.8	210.0	209.9	214.2
所定内 給与額 (千円)	規 模 計	212.8	211.8	207.6	208.4	212.7	212.6	217.4	217.7	219.8	220.9
	1,000人以上	249.6	246.7	228.0	242.0	239.8	247.2	252.9	239.4	250.5	249.3
	100～999人	212.0	213.3	208.7	209.0	219.8	206.9	223.2	222.5	220.7	224.4
	10～99人	194.3	191.5	196.2	192.9	194.0	197.7	195.0	198.9	198.5	200.8
1時間 当たりの 賃金額 (円)	規 模 計	1290	1291	1258	1255	1297	1288	1326	1327	1357	1347
	1,000人以上	1621	1561	1452	1551	1557	1605	1621	1545	1606	1598
	100～999人	1301	1301	1273	1267	1340	1246	1361	1340	1379	1368
	10～99人	1136	1140	1154	1122	1148	1163	1161	1198	1182	1195
賞与等 特別給与額 (千円)	規 模 計	510.0	561.6	526.1	515.4	510.8	467.2	509.1	495.7	498.2	549.6
	1,000人以上	806.8	764.7	790.4	687.4	772.9	679.8	846.0	833.0	608.6	790.0
	100～999人	506.1	599.3	552.6	569.4	550.3	486.1	462.2	540.4	521.5	605.7
	10～99人	339.9	417.4	355.1	365.5	350.3	365.0	352.8	293.0	404.3	343.3

ウ 月間所定内実労働時間数の規模計をみると、
男性は167時間、女性は164時間となっている。
女性は男性より3時間短い。

エ 労働者の年齢の規模計をみると、
男性は43.0歳、女性は41.8歳となっている。
年齢の規模計は、男性が女性より1.2歳高い。

企業規模別にみると、
・1000人以上規模の男性は43.3歳、女性は41.0歳
・100～999人規模の男性は41.4歳、女性は41.3歳
・10～99人規模の男性は44.7歳、女性は42.8歳
となっている。

第4図 規模別所定内実労働時間数の変化



第6表 企業規模別年齢別等の状況 (男女別)

男性

年 別		平成18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
区 分	規 模 計	42.0	42.2	42.4	41.8	42.4	41.7	42.9	43.3	42.9	43.0
	1,000人以上	42.1	41.0	40.9	41.9	40.1	41.4	42.3	42.3	42.3	43.3
	100～999人	40.8	41.4	41.8	40.8	42.2	41.0	42.1	42.5	41.8	41.4
	10～99人	43.1	43.7	43.9	42.9	43.5	42.9	44.2	45.0	44.7	44.7
勤続年数(年)	規 模 計	13.6	13.2	13.3	13.0	12.8	13.4	13.4	13.9	13.4	13.6
	1,000人以上	17.6	16.4	15.6	16.5	14.3	15.6	16.8	16.4	15.8	16.8
	100～999人	14.0	13.9	14.6	13.7	13.7	14.2	13.9	14.1	13.8	13.7
	10～99人	11.0	10.5	10.5	10.6	11.4	10.9	10.7	11.8	11.6	11.3
所定内実労働時間数(時)	規 模 計	170	171	168	168	167	168	168	166	167	167
	1,000人以上	162	163	161	161	159	162	158	156	159	160
	100～999人	169	171	167	167	165	168	169	166	166	165
	10～99人	174	176	172	172	172	173	172	172	172	172
超過実労働時間数(時)	規 模 計	18	17	15	10	14	14	15	14	16	15
	1,000人以上	15	20	21	16	18	17	15	18	15	15
	100～999人	23	17	15	9	14	14	16	13	18	16
	10～99人	15	14	13	9	13	12	13	13	13	15

女性

年 別		平成18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
区 分	規 模 計	40.7	41.5	42.0	41.1	41.0	41.2	41.0	41.1	41.9	41.8
	1,000人以上	40.1	40.5	39.7	40.0	38.1	39.8	39.7	41.6	40.1	41.0
	100～999人	39.8	40.3	40.9	39.9	40.8	40.5	40.3	40.9	41.3	41.3
	10～99人	42.0	43.3	44.5	42.9	42.3	43.1	42.3	41.0	43.8	42.8
勤続年数(年)	規 模 計	9.5	9.4	9.5	9.2	9.7	9.4	9.9	9.9	9.6	9.9
	1,000人以上	10.8	12.4	9.8	11.0	9.9	12.0	11.9	11.3	10.6	11.7
	100～999人	9.5	9.1	9.6	9.3	9.8	8.4	10.1	9.9	9.8	10.0
	10～99人	8.9	8.2	9.2	8.2	9.5	9.2	8.8	9.0	8.8	8.7
所定内実労働時間数(時)	規 模 計	165	166	164	165	164	164	164	161	162	164
	1,000人以上	157	156	154	154	156	155	156	154	156	156
	100～999人	164	165	164	166	164	166	164	160	160	164
	10～99人	170	172	169	170	168	166	167	166	168	168
超過実労働時間数(時)	規 模 計	10	10	7	6	8	9	8	9	10	8
	1,000人以上	9	11	9	9	11	10	10	10	9	9
	100～999人	13	10	7	5	8	9	9	9	12	8
	10～99人	7	9	6	6	9	9	6	8	8	8

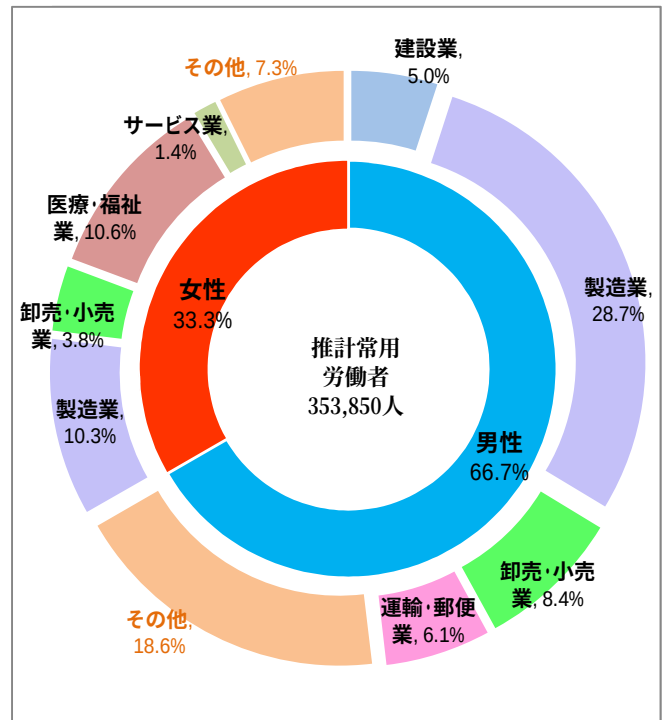
(4) 労働者構成 (第5図、第6図)

推計労働者数(企業規模10人以上の常用労働者数(ただし農林漁業及び公務は含まない。))は、353,850人である。

男女別構成は男性236,010人(66.7%)、女性117,840人(33.3%)となっている。産業別構成では男性の製造業が101,420人(男性に占める割合は、43.0%、全労働者に占める割合で28.7%)と最も多い。

産業別構成を男女別についてみると、男性は製造業と建設業と第二次産業の占める割合が全体の50.5%(全労働者に占める割合は33.7%)と多く、以下、卸売・小売業12.6%(全労働者に占める割合は8.4%)、運輸・郵便9.1%(全労働者に占める割合は6.1%)となっている。一方、女性は労働者数の多い医療・福祉業と製造業で全体の62.7%(全労働者に占める割合は20.9%)を占めており、以下、卸売・小売業11.3%(全労働者に占める割合は3.8%)、サービス業4.1%(全労働者に占める割合は1.4%)となっている。

第5図 推計常用労働者の産業別構成



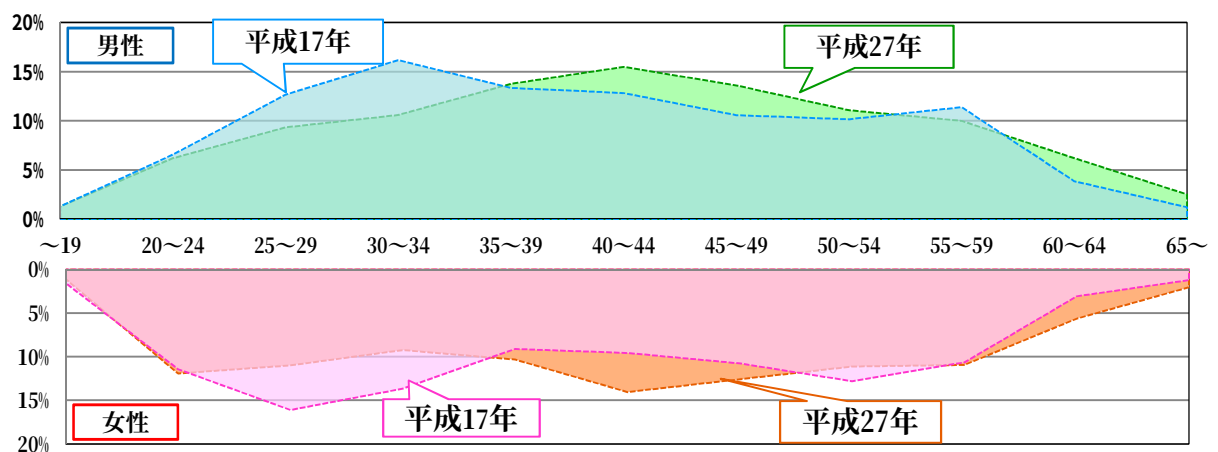
(注) 1 企業規模10人以上について、母集団に対応する数字として推計(復元)した常用労働者の数である。

2 その他には、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、不動産業等を含む。

年齢階層別労働者構成をみると、男性は若年層から順次増加し、40～44歳層をピークに減少に転じている。

平成17年と比較すると、男性は25～34歳層が減少し、35～54歳層及び60～65歳以上で増加している。女性については、25～34歳層で大きく減少し、35～49歳層及び55～65歳以上層で増加している。

第6図 年齢階層別労働者構成



男性

年齢	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～
平成27年	1.3%	6.2%	9.3%	10.6%	13.8%	15.5%	13.6%	11.1%	10.0%	6.2%	2.5%
平成17年	1.3%	6.6%	12.7%	16.2%	13.4%	12.8%	10.6%	10.2%	11.4%	3.8%	1.2%

女性

年齢	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～
平成27年	1.1%	11.9%	11.0%	9.2%	10.3%	14.1%	12.6%	11.1%	10.9%	5.6%	2.0%
平成17年	1.6%	11.4%	16.1%	13.7%	9.1%	9.6%	10.8%	12.8%	10.7%	3.1%	1.2%

3 職種別賃金等の状況(第7表) 【資料出所:平成27年賃金構造基本統計調査報告】

(1) 職種別にみると、労働者の多い職種は

- 1 看護師(女)(推定労働者数7,710人)
- 2 営業用大型貨物自動車運転者(男)(推定労働者数5,110人)
- 3 機械組立工(男)(推定労働者数5,000人)
- 4 販売店員(百貨店店員を除く。)(女)(推定労働者数4,730人)などとなっている。

(2) 平均年齢について、年齢の高い職種は、

- 1 自家用乗用自動車運転者(男)(66.9歳) 2 タクシー運転者(男)(63.8歳)
- 3 型枠大工(男)(62.5歳) 4 ビル清掃員(女)(59.7歳) などとなっている。

(3) 平均勤続年数について、勤続年数の長い職種は、

- 1 板金工(男)(28.8年) 2 型枠大工(男)(26.5年)
- 3 ボイラー工(男)(25.1年) 4 電子計算機オペレーター(男)(21.9年) などとなっている。

(4) 平均月間所定内給与額について、所定内給与額の高い職種は、

- 1 医師(男)(1,134,000円) 2 医師(女)(757,000円)
- 3 大学教授(男)(559,500円) 4 大学講師(男)(427,900円) などとなっている。

第7表 職種・性別きまって支給する現金給与額、所定内給与額
及び年間賞与その他特別賞与額

区 分	長 野								全 国							
	年齢	勤続 年数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その 他 特 別 給 与 額	労働者 数	年齢	勤続 年数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞与 その 他 特 別 給 与 額	労働者 数
	歳	年	時	時	千円	千円	千円	十人	歳	年	時	時	千円	千円	千円	十人
自然科学系研究者 (男)	46.9	18.6	161	0	408.9	408.9	1780.5	13	39.2	10.4	158	8	436.8	414.8	1345.9	2,933
一級建築士 (男)	51.3	19.9	172	3	418.3	409.4	1020.6	44	50.2	15.5	176	10	426.6	403.5	1410.2	1,998
システム・エンジニア (男)	43.0	15.6	173	16	363.1	331.3	1161.8	182	38.6	12.1	151	22	412.4	358.1	1162.2	28,083
プログラマー (女)	24.3	2.3	176	11	221.5	204.0	316.0	7	30.4	5.1	160	13	262.7	238.1	460.1	1,495
医師 (男)	42.7	6.8	166	15	1348.1	1134.0	1641.9	54	41.1	5.3	160	12	910.6	822.8	867.3	7,027
医師 (女)	40.4	7.4	166	5	855.9	757.0	2482.5	22	37.0	4.4	156	7	673.2	618.2	616.6	2,495
薬剤師 (女)	39.2	7.6	156	9	318.3	290.9	950.7	14	38.7	7.0	162	11	355.1	327.8	762.4	3,879
看護師 (男)	36.4	9.3	158	10	340.6	293.7	912.7	82	35.2	6.7	157	7	335.3	299.0	842.5	5,939
看護師 (女)	43.5	10.0	157	6	316.5	282.3	777.5	771	38.5	7.9	159	7	328.6	295.3	831.7	58,245
准看護師 (女)	50.8	11.6	163	3	297.1	261.9	694.9	193	49.0	10.9	160	4	275.9	252.9	636.9	16,198
看護補助者 (男)	28.3	4.7	166	4	202.8	180.7	647.7	12	37.5	6.4	158	3	223.4	208.2	440.2	2,205
看護補助者 (女)	44.1	5.7	165	2	187.8	184.7	459.4	108	45.1	7.7	159	3	203.8	192.5	430.4	12,145
歯科衛生士 (女)	26.5	2.8	167	5	215.4	207.3	402.0	48	33.2	6.1	168	8	257.7	244.9	441.9	2,175
歯科技工士 (男)	34.9	8.5	163	7	257.0	247.0	282.0	27	42.3	11.8	173	7	337.6	321.7	454.9	727
栄養士 (女)	34.7	7.9	167	6	229.4	219.0	516.7	144	34.7	7.0	167	6	234.3	224.0	576.1	6,089
保育士(保母・保父) (女)	33.4	9.9	171	7	216.9	204.2	574.2	341	35.2	7.7	171	4	218.2	212.1	602.9	21,041
幼稚園教諭 (女)	30.0	6.8	177	13	218.1	204.1	564.0	56	31.9	7.3	175	3	224.6	220.7	626.6	7,306
高等学校教員 (男)	41.0	13.0	172	0	404.0	403.9	1159.9	58	43.9	14.8	170	2	443.8	439.5	1733.2	4,685
大学教授 (男)	57.0	16.9	173	0	559.5	559.5	1893.7	53	57.6	17.4	162	0	665.2	662.9	3016.4	6,113
大学講師 (男)	44.3	11.2	169	0	429.4	427.9	1314.6	26	43.6	8.7	160	3	503.0	486.9	1713.4	1,954

区 分	長 野								全 国							
	年齢	勤続 年数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞 与 その 他 特 給 与 額	労働 者数	年齢	勤続 年数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞 与 その 他 特 給 与 額	労働者 数
	歳	年	時	時	千円	千円	千円	十人	歳	年	時	時	千円	千円	千円	十人
各種学校・専修学校教員(男)	48.1	10.5	184	0	336.9	336.9	1222.0	9	44.0	11.8	169	7	372.1	358.4	1063.8	1,756
個人教師、塾・予備校講師(男)	39.9	13.5	170	15	287.3	264.5	316.6	9	36.8	7.9	166	8	303.7	290.3	431.3	1,373
ワープロ・オペレーター(女)	47.7	14.8	168	7	208.5	196.4	268.3	39	41.2	9.4	163	8	237.9	224.3	418.7	2,065
キーパンチャー(女)	31.5	8.2	145	24	207.5	173.6	105.7	17	39.6	12.7	164	19	224.0	199.6	460.2	361
電子計算機オペレーター(男)	43.2	21.9	171	13	385.4	346.9	1384.8	8	36.8	11.2	155	15	297.8	262.4	867.4	1,895
電子計算機オペレーター(女)	52.6	18.7	172	11	254.3	232.3	554.1	13	37.9	7.9	161	8	220.8	207.5	442.9	1,418
百貨店店員(男)	36.8	12.0	170	25	298.8	253.9	604.3	26	42.3	15.7	165	13	298.2	270.7	674.2	2,173
百貨店店員(女)	36.2	11.0	166	8	195.3	184.4	192.0	74	41.6	13.0	160	6	225.0	214.0	433.7	4,454
販売店員(百貨店店員を除く。)(男)	36.8	7.3	174	19	255.4	227.1	394.9	430	38.2	9.5	172	17	272.0	243.8	491.0	26,303
販売店員(百貨店店員を除く。)(女)	37.3	7.0	169	10	200.1	184.1	244.7	473	38.5	7.8	166	9	204.3	191.2	266.9	24,516
スーパー店チェッカー(女)	42.3	8.6	168	12	184.9	168.7	145.2	66	41.4	9.0	166	9	183.5	172.0	216.2	3,715
自動車外交販売員(男)	41.5	11.9	169	23	307.6	270.8	807.7	78	38.1	12.8	166	13	347.0	322.1	904.8	5,008
保険外交員(男)	34.3	7.3	161	4	356.0	349.6	474.1	28	43.1	9.1	153	3	506.6	500.3	496.2	2,371
保険外交員(女)	50.6	14.0	132	0	279.4	279.2	550.4	139	47.9	10.9	140	0	271.2	271.0	538.4	13,806
洗たく工(女)	49.7	6.8	159	13	152.2	137.7	110.8	22	47.4	9.5	171	9	169.2	158.2	89.2	820
調理士(男)	44.4	9.1	173	23	284.3	245.1	339.7	212	42.1	8.8	178	18	280.9	251.1	332.0	11,290
調理士(女)	43.6	8.0	165	6	193.7	184.3	413.4	122	44.6	8.3	167	7	194.1	183.3	343.0	6,869
給仕従事者(男)	40.5	6.1	179	12	227.2	207.5	207.5	68	37.1	6.8	176	19	261.0	229.4	242.3	4,846
給仕従事者(女)	39.4	5.3	181	11	198.0	184.2	111.8	149	39.3	6.7	171	13	202.6	185.1	135.2	7,029
接客員(男)	31.1	4.4	168	6	242.7	230.5	259.5	71	34.1	6.8	169	8	270.5	252.0	306.0	6,691
接客員(女)	31.9	6.0	173	6	234.9	222.3	102.7	52	35.8	6.7	166	5	218.1	209.4	136.1	5,349
守衛(男)	57.4	16.1	153	0	195.5	184.7	357.5	10	55.8	9.3	169	12	238.8	213.4	444.3	1,354
自家用乗用自動車運転者(男)	66.9	6.0	166	2	186.2	184.6	0.0	1	56.9	7.2	169	9	222.3	207.4	257.6	1,439
タクシー運転者(男)	63.8	11.6	164	5	184.8	180.4	29.9	122	59.0	9.9	170	24	239.3	198.8	226.0	16,824
営業用バス運転者(男)	53.0	11.7	179	17	279.5	228.1	269.5	316	49.3	11.2	169	40	309.1	237.5	561.2	9,035
営業用大型貨物自動車運転者(男)	45.8	7.9	175	42	326.9	255.2	260.9	511	47.3	11.1	180	38	340.9	274.9	291.8	31,758
営業用普通・小型貨物自動車運転者(男)	45.5	10.3	177	37	274.2	219.1	309.8	364	44.1	9.8	176	39	304.2	241.5	277.1	29,607
鋳物工(男)	37.3	8.4	177	16	277.5	246.0	500.4	17	39.1	11.6	169	25	310.4	261.0	665.6	1,633
圧延伸張工(男)	41.4	10.2	136	7	331.3	296.4	1035.1	4	39.5	16.2	156	23	348.0	277.0	1016.8	1,607
一般化学工(男)	42.0	19.0	159	30	346.5	247.8	624.2	26	38.7	12.9	153	15	326.6	279.6	1008.1	5,170
旋盤工(男)	37.5	10.2	172	17	298.0	263.4	388.7	103	40.3	12.9	175	31	299.3	246.2	539.3	3,223
フライス盤工(男)	40.4	8.4	172	19	252.2	224.8	142.2	46	39.9	11.6	170	29	286.1	240.1	597.2	1,873
金属プレス工(男)	35.8	11.2	170	28	305.6	253.6	943.6	200	39.3	13.0	165	22	300.4	256.1	725.7	6,593
鉄工(男)	37.9	11.5	178	28	271.8	226.6	227.8	65	41.1	11.9	172	24	288.1	244.7	565.6	4,291

区 分	長 野								全 国							
	年齢	勤続 年数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞 与 そ の 他 特 別 給 与 額	労働者 数	年齢	勤続 年数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額	年間賞 与 そ の 他 特 別 給 与 額	労働者 数
	歳	年	時	時	千円	千円	千円	十人	歳	年	時	時	千円	千円	千円	十人
板金工 (男)	51.0	28.8	167	12	271.2	249.7	522.4	8	40.9	12.2	176	21	304.0	265.9	571.6	2,257
仕上工 (男)	45.9	13.6	173	11	254.7	237.3	632.7	49	41.4	10.8	171	21	296.9	257.4	646.0	2,037
溶接工 (男)	38.6	12.5	169	34	305.4	249.8	758.7	48	40.6	11.7	168	23	294.4	254.2	592.3	6,410
機械組立工 (男)	40.6	7.0	161	12	263.0	219.0	410.1	500	40.0	12.2	164	22	317.9	267.3	862.3	10,326
機械検査工 (男)	45.9	16.5	148	18	326.1	287.3	1036.4	83	40.6	13.2	164	23	320.0	265.0	858.5	2,486
機械修理工 (男)	44.7	17.5	159	17	294.6	263.3	1177.3	64	39.6	12.9	161	21	321.0	274.0	945.7	4,850
重電機器組立工 (男)	50.3	21.4	168	17	323.8	290.9	456.7	33	41.7	11.3	166	22	271.6	233.4	602.7	1,536
通信機器組立工 (女)	48.7	16.4	166	19	216.1	186.5	798.1	206	44.0	14.2	163	10	200.7	185.8	491.2	693
半導体チップ製造工 (男)	38.1	14.7	165	11	307.4	253.7	922.5	48	40.8	13.3	153	30	349.1	277.0	915.8	1,709
半導体チップ製造工 (女)	38.2	16.9	165	3	246.8	231.3	726.7	21	40.2	14.2	155	20	276.2	234.0	722.5	351
自動車組立工 (男)	-	-	-	-	-	-	-	-	37.9	13.2	159	23	358.0	298.0	1118.4	5,988
自動車整備工 (男)	34.6	10.4	168	21	267.1	235.7	625.4	320	36.7	11.7	168	20	290.9	255.5	726.6	13,121
パン・洋生菓子製造工 (男)	48.0	15.5	176	24	298.7	256.5	220.0	18	40.3	10.4	172	26	255.0	211.0	330.7	3,911
パン・洋生菓子製造工 (女)	53.5	7.5	175	0	152.0	152.0	102.5	18	39.2	7.5	171	22	196.5	167.3	180.8	2,591
ミシン縫製工 (女)	51.0	15.2	175	7	152.9	145.0	78.9	31	44.8	12.6	171	8	153.7	145.7	144.8	3,619
製材工 (男)	46.7	8.5	162	16	250.9	219.5	275.5	9	43.8	12.0	175	13	263.9	234.2	458.4	1,055
家具工 (男)	35.8	9.1	172	4	223.8	218.8	124.3	3	43.9	12.9	175	15	247.8	225.4	294.2	1,285
製紙工 (男)	-	-	-	-	-	-	-	-	39.8	14.8	158	18	316.7	258.2	879.4	1,375
紙器工 (男)	36.4	10.0	165	22	278.7	233.6	713.9	42	41.3	14.3	169	18	286.9	251.6	656.7	1,856
オフセット印刷工 (男)	41.8	20.1	174	14	270.4	244.4	548.2	18	40.8	14.7	168	27	328.0	274.2	624.9	2,677
合成樹脂製品成形工 (男)	43.1	13.6	174	17	289.9	247.2	174.2	46	39.8	11.5	169	23	299.3	251.5	629.6	4,978
機械製図工 (男)	34.9	11.0	141	33	375.3	304.9	1382.0	69	41.4	13.5	165	29	349.3	294.9	884.2	2,407
ボイラー工 (男)	51.9	25.1	163	27	465.2	348.7	2037.2	5	48.8	12.4	165	14	281.7	251.7	534.4	643
建設機械運転工 (男)	45.2	14.0	186	8	282.2	265.7	288.6	62	48.5	13.3	173	19	295.4	262.4	371.2	4,618
玉掛け作業員 (男)	46.0	15.8	181	2	294.5	291.2	780.0	4	45.2	10.6	169	16	315.3	285.6	487.6	1,529
電気工 (男)	44.1	21.0	176	19	310.9	267.3	914.6	35	39.8	12.3	179	20	327.6	292.9	635.1	8,938
型枠大工 (男)	62.5	26.5	167	0	360.0	360.0	1320.0	1	46.6	11.9	168	9	291.6	273.2	316.0	749
とび工 (男)	44.6	15.4	206	2	294.2	291.5	0.0	18	42.0	10.4	182	17	320.1	288.0	343.8	1,911
鉄筋工 (男)	-	-	-	-	-	-	-	-	44.5	11.7	177	3	297.7	289.8	313.8	1,403
大工 (男)	53.6	21.4	181	8	341.0	322.9	663.1	21	46.4	12.0	184	5	342.0	329.5	518.8	1,455
左官 (男)	-	-	-	-	-	-	-	-	48.6	19.0	184	6	308.3	295.1	97.3	860
配管工 (男)	35.8	6.0	176	4	272.8	264.8	224.8	45	42.2	12.2	181	15	325.6	295.4	422.7	3,437
土工 (男)	40.6	9.0	180	3	286.4	281.3	166.6	95	48.0	9.3	171	13	293.4	269.6	257.9	7,975
港湾荷役作業員 (男)	-	-	-	-	-	-	-	-	40.0	13.3	161	35	377.8	295.6	876.8	3,560
ビル清掃員 (男)	54.0	12.8	168	3	222.0	218.8	284.4	26	49.0	7.5	167	12	222.7	205.3	188.2	4,904
ビル清掃員 (女)	59.7	7.3	159	12	152.4	140.1	96.6	50	56.3	6.8	163	5	166.0	160.2	103.4	4,038

4 新規学卒者の初任給

【資料出所：平成27年賃金構造基本統計調査報告(第8表、第9表)、平成28年賃金構造基本統計調査(初任給)の概況(第10表)】

(1) 初任給の水準(第8表)

ア 新規学卒者(平成27年3月に高校、高専・短大又は大学を卒業した者及び大学院修士課程を修了した者)の初任給を学歴別にみると、男性は高卒162,400円、高専・短大卒172,300円、大卒193,900円となっており、女性では高卒156,000円、高専・短大卒166,600円、大卒184,900円となっている。

イ これを全国を100としてみると、男性では高卒99.4、高専・短大卒97.2、大卒94.8、女性で高卒99.9、高専・短大卒95.4、大卒93.0の水準となっている。

ウ 対前年上昇率についてみると、女性の大卒以外は増加している。

第8表 平成27年度新規学卒者初任給

区 分		高 卒				高 専 ・ 短 大 卒				大 卒				大 学 院 修 了 者			
		初任給額 (千円)	対前年上 率昇 (%)	格 差		初任給額 (千円)	対前年上 率昇 (%)	格 差		初任給額 (千円)	対前年上 率昇 (%)	格 差		初任給額 (千円)	対前年上 率昇 (%)	格 差	
				全 国	東 京			全 国	東 京			全 国	東 京			全 国	東 京
				100	100			100	100			100	100			100	100
男 性	長野	162.4	2.6	99.4	89.5	172.3	0.1	97.2	93.2	193.9	0.2	94.8	91.5	-	-	-	
	全国	163.4	1.3	100.0	90.0	177.3	0.7	100.0	95.9	204.5	0.8	100.0	96.5	228.5	0.4	-	
	東京	181.5	8.2	111.1	100.0	184.8	-0.5	104.2	100.0	212.0	-1.0	103.7	100.0	-	-	-	
女 性	長野	156.0	2.2	99.9	91.5	166.6	-2.3	95.4	90.0	184.9	-2.6	93.0	89.4	-	-	-	
	全国	156.2	1.3	100.0	91.6	174.6	1.0	100.0	94.3	198.8	0.8	100.0	96.1	228.5	-1.0	-	
	東京	170.5	1.2	109.2	100.0	185.1	0.6	106.0	100.0	206.9	-1.4	104.1	100.0	-	-	-	

※ 平成17年度より、「大学院修士課程修了」者についても調査対象となった。但し、全国計のみの集計である。

※ 「―」は、統計表(概況)公表時において集計されていない項目。

(2) 初任給の推移(第9表、第10表、第11表、第7図)

新規学卒者の初任給を、平成18年を100としてみると、平成27年は男性が高卒103.0、高専・短大卒104.2、大卒99.6、女性は高卒100.8、高専・短大卒102.6、大卒99.2となっている。また、全国を100とした場合の性、学歴別の水準をみると、男性は、高卒99.4、高専・短大卒97.2、大卒94.8となっており、女性は、高卒99.9、高専・短大卒95.4、大卒93.0となっている。

第9表 新規学卒者初任給の推移

年度			18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
区分													
初任給額 (千円)		男性	高卒	157.7	160.7	157.8	158.5	159.5	160.6	160.6	157.5	158.3	162.4
			高専・短大卒	165.3	168.8	172.4	173.0	170.7	165.7	178.5	172.3	172.1	172.3
			大卒	194.6	192.6	192.1	191.8	191.1	191.4	192.9	190.0	193.6	193.9
		女性	高卒	154.8	158.3	156.9	153.0	162.8	157.3	155.0	153.7	152.7	156.0
			高専・短大卒	162.3	165.6	162.1	167.2	163.2	166.9	165.1	167.5	170.5	166.6
			大卒	186.3	184.4	184.6	183.1	183.8	188.0	192.1	186.9	189.8	184.9
指 													

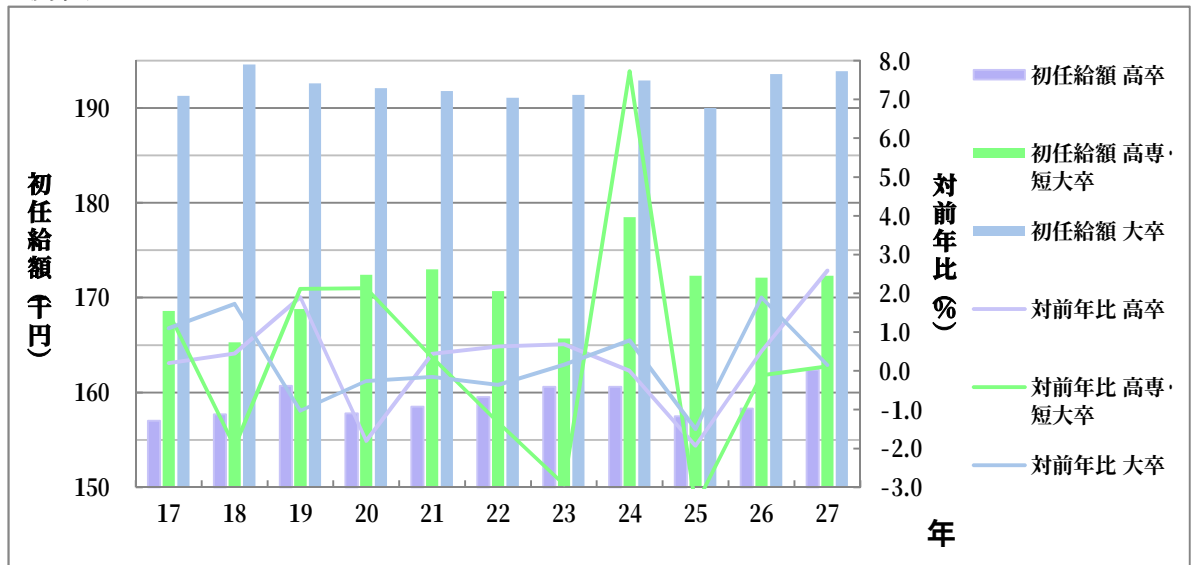
第10表 都道府県、性、学歴別初任給及び都道府県間格差

資料出所：平成28年賃金構造基本統計調査結果(初任給)の概要

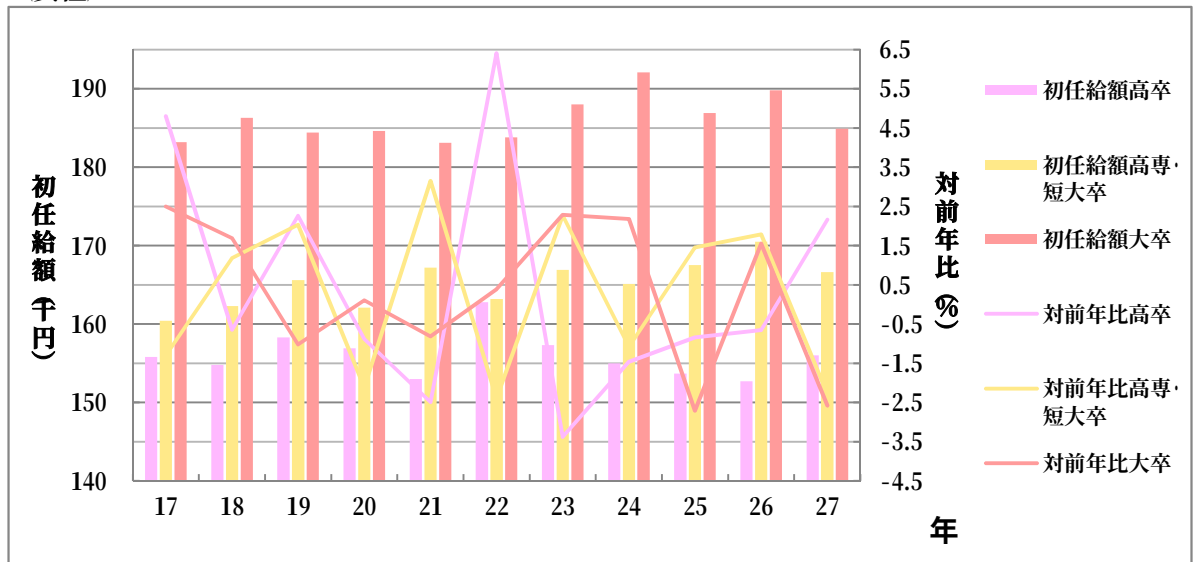
都道府県	男 女 計				男				女			
	大 学 卒		高 校 卒		大 学 卒		高 校 卒		大 学 卒		高 校 卒	
	初任給 (千円)	格差 (東京=100)	初任給 (千円)	格差 (東京=100)	初任給 (千円)	格差 (東京=100)	初任給 (千円)	格差 (東京=100)	初任給 (千円)	格差 (東京=100)	初任給 (千円)	格差 (東京=100)
北海道	194.1	91.9	149.7	86.4	195.4	91.7	152.2	86.9	192.4	92.1	146.0	85.9
青森	184.9	87.5	145.8	84.2	188.1	88.2	148.5	84.8	182.7	87.5	141.3	83.1
岩手	189.7	89.8	147.2	85.0	187.6	88.0	149.8	85.6	192.5	92.2	143.7	84.5
宮城	199.3	94.3	158.1	91.3	200.7	94.1	160.6	91.7	197.2	94.4	154.1	90.6
秋田	190.3	90.1	144.1	83.2	194.1	91.0	144.6	82.6	186.0	89.1	143.4	84.4
山形	189.0	89.4	148.4	85.7	188.3	88.3	152.3	87.0	189.6	90.8	142.9	84.1
福島	193.1	91.4	155.5	89.8	196.7	92.3	157.3	89.8	189.1	90.6	152.7	89.8
茨城	192.4	91.1	162.0	93.5	194.0	91.0	165.5	94.5	189.6	90.8	156.5	92.1
栃木	205.7	97.3	161.6	93.3	206.0	96.6	162.4	92.7	205.3	98.3	160.8	94.6
群馬	195.1	92.3	160.5	92.7	199.6	93.6	162.6	92.9	187.4	89.8	155.2	91.3
埼玉	204.5	96.8	166.1	95.9	205.8	96.5	168.2	96.1	203.0	97.2	163.5	96.2
千葉	205.0	97.0	163.8	94.6	206.9	97.0	164.5	93.9	202.8	97.1	162.0	95.3
東京	211.3	100.0	173.2	100.0	213.2	100.0	175.1	100.0	208.8	100.0	170.0	100.0
神奈川	207.3	98.1	168.0	97.0	209.0	98.0	169.6	96.9	204.6	98.0	164.7	96.9
新潟	187.8	88.9	158.5	91.5	187.9	88.1	161.3	92.1	187.6	89.8	153.1	90.1
富山	194.3	92.0	157.5	90.9	196.9	92.4	162.2	92.6	189.3	90.7	149.1	87.7
石川	195.3	92.4	161.4	93.2	199.6	93.6	162.8	93.0	188.4	90.2	159.4	93.8
福井	193.9	91.8	159.3	92.0	196.1	92.0	159.9	91.3	191.2	91.6	157.9	92.9
山梨	199.0	94.2	162.0	93.5	204.5	95.9	164.9	94.2	190.2	91.1	154.2	90.7
長野	198.7	94.0	162.8	94.0	202.3	94.9	164.4	93.9	194.4	93.1	159.0	93.5
岐阜	195.2	92.4	163.6	94.5	199.8	93.7	166.3	95.0	188.5	90.3	157.9	92.9
静岡	200.6	94.9	164.4	94.9	202.5	95.0	164.5	93.9	194.5	93.2	164.3	96.6
愛知	205.0	97.0	168.7	97.4	207.9	97.5	169.8	97.0	200.5	96.0	165.6	97.4
三重	199.0	94.2	162.5	93.8	199.1	93.4	163.7	93.5	199.0	95.3	160.0	94.1
滋賀	200.9	95.1	163.1	94.2	203.6	95.5	165.0	94.2	197.5	94.6	159.6	93.9
京都	200.8	95.0	160.8	92.8	204.2	95.8	160.5	91.7	197.2	94.4	161.1	94.8
大阪	204.3	96.7	166.7	96.2	208.9	98.0	168.7	96.3	198.8	95.2	162.9	95.8
兵庫	199.5	94.4	162.8	94.0	201.9	94.7	165.8	94.7	197.4	94.5	158.1	93.0
奈良	199.6	94.5	162.5	93.8	205.2	96.2	162.6	92.9	194.7	93.2	162.2	95.4
和歌山	195.9	92.7	158.4	91.5	202.4	94.9	159.2	90.9	192.0	92.0	156.2	91.9
鳥取	182.9	86.6	149.8	86.5	185.4	87.0	153.5	87.7	179.7	86.1	144.6	85.1
島根	187.5	88.7	154.8	89.4	196.3	92.1	158.3	90.4	176.6	84.6	149.5	87.9
岡山	192.4	91.1	164.1	94.7	198.0	92.9	163.9	93.6	186.3	89.2	164.6	96.8
広島	198.2	93.8	159.7	92.2	201.6	94.6	161.3	92.1	194.3	93.1	156.1	91.8
山口	190.5	90.2	160.1	92.4	194.7	91.3	162.7	92.9	184.7	88.5	152.2	89.5
徳島	193.7	91.7	155.0	89.5	198.1	92.9	157.0	89.7	188.3	90.2	151.6	89.2
香川	194.5	92.0	161.5	93.2	195.3	91.6	163.1	93.1	193.1	92.5	156.3	91.9
愛媛	190.3	90.1	157.1	90.7	193.9	90.9	162.2	92.6	185.2	88.7	150.5	88.5
高知	188.2	89.1	154.0	88.9	193.0	90.5	153.9	87.9	183.7	88.0	154.0	90.6
福岡	194.8	92.2	155.7	89.9	195.3	91.6	159.3	91.0	194.2	93.0	148.5	87.4
佐賀	191.8	90.8	152.9	88.3	197.6	92.7	156.9	89.6	182.8	87.5	147.3	86.6
長崎	185.2	87.6	148.7	85.9	189.7	89.0	152.0	86.8	180.8	86.6	145.1	85.4
熊本	186.9	88.5	151.3	87.4	194.0	91.0	152.3	87.0	181.5	86.9	150.0	88.2
大分	193.2	91.4	152.3	87.9	196.5	92.2	153.3	87.5	188.2	90.1	150.7	88.6
宮崎	185.5	87.8	144.1	83.2	188.4	88.4	144.1	82.3	181.0	86.7	143.9	84.6
鹿児島	186.4	88.2	147.8	85.3	190.2	89.2	149.6	85.4	182.2	87.3	146.0	85.9
沖縄	165.9	78.5	138.7	80.1	167.0	78.3	145.0	82.8	164.5	78.8	133.1	78.3

第7図 学歴別初任給額と対前年比の推移

(男性)



(女性)



第11表 学歴別初任給額の対前年比の推移

(単位: %)

区 分			18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
対前年比	男 性	高卒	0.4	1.9	-1.8	0.4	0.6	0.7	0.0	-1.9	0.5	2.6
		高専・短大卒	-2.0	2.1	2.1	0.3	-1.3	-2.9	7.7	-3.5	-0.1	0.1
		大卒	1.7	-1.0	-0.3	-0.2	-0.4	0.2	0.8	-1.5	1.9	0.2
	女 性	高卒	-0.6	2.3	-0.9	-2.5	6.4	-3.4	-1.5	-0.8	-0.7	2.2
		高専・短大卒	1.2	2.0	-2.1	3.1	-2.4	2.3	-1.1	1.5	1.8	-2.3
		大卒	1.7	-1.0	0.1	-0.8	0.4	2.3	2.2	-2.7	1.6	-2.6

(3) 産業別初任給水準（第12表、第13表、第8図）

新規卒者の初任給を製造業、卸売業・小売業、サービス業の3業種についてみると、男性の場合、高卒では製造業、高専・短大卒では卸売業・小売業、大卒では製造業が最も高く、それぞれ161,400円、176,100円、200,500円となっている。女性の場合、高卒、高専・短大卒及び大卒ともに製造業が最も高く、それぞれ158,700円、174,400円、193,400円となっている。

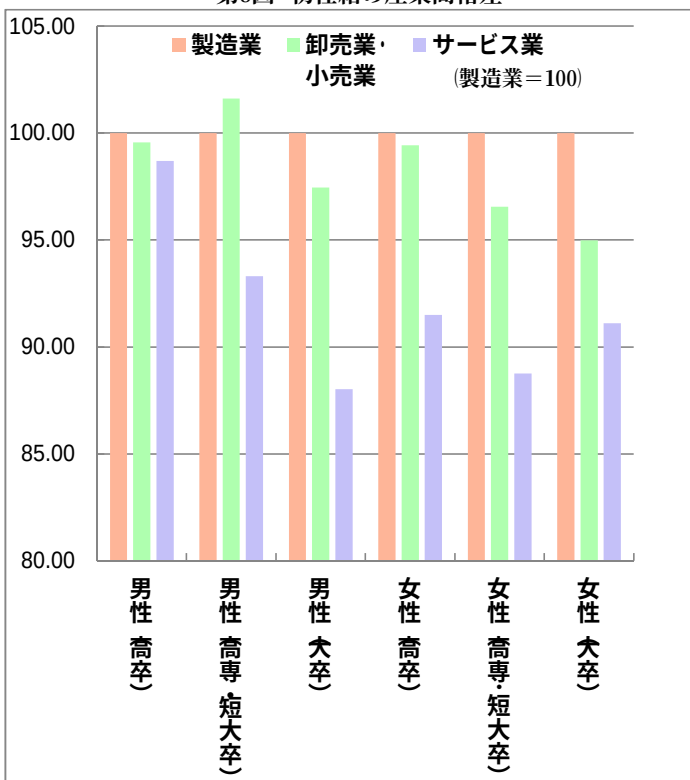
全国を100とした指数で見ると、男性の場合、高卒及び高専・短大卒では卸売業・小売業が全国平均を上回っているが、それ以外は全国平均を下回っている。女性の場合、高卒では製造業及び卸売業・小売業、高専・短大卒では製造業が全国平均を上回っているが、それ以外は全国平均を下回っている。

対前年比で見ると、男性の場合、高専・短大卒ではサービス業、大卒では卸売業・小売業が前年を下回っているが、それ以外は前年を上回っている。女性の場合、高卒ではサービス業、大卒では製造業が前年を下回っているが、それ以外は前年を上回っている。

第12表 産業別初任給水準（平成27年）

区分			産業計	製造業 (E)	卸売業・小売業 (↑)	サービス業 (R)
初任給額 (千円)	男性	高 卒	162.4	161.4	160.7	159.3
		高専・短大卒	172.3	173.3	176.1	161.7
		大 卒	193.9	200.5	195.4	176.5
	女性	高 卒	156.0	158.7	157.8	145.2
		高専・短大卒	166.6	174.4	168.4	154.8
		大 卒	184.9	193.4	183.7	176.2
格差 全国=100	男性	高 卒	99.4	99.3	101.0	98.2
		高専・短大卒	97.2	97.2	101.3	90.4
		大 卒	94.8	98.7	95.7	88.2
	女性	高 卒	99.9	100.3	100.8	95.5
		高専・短大卒	95.4	102.4	96.4	92.9
		大 卒	93.0	97.0	93.1	88.2
対前年比 (増減%)	男性	高 卒	2.6	3.1	4.0	11.9
		高専・短大卒	0.1	2.8	4.0	-5.4
		大 卒	0.2	2.0	-2.8	4.4
	女性	高 卒	2.2	4.3	4.1	-5.8
		高専・短大卒	-2.3	3.9	3.2	4.9
		大 卒	-2.6	-1.4	3.3	1.6

第8図 初任給の産業間格差



第13表 初任給の産業間格差の推移

区 分		高 卒					高 専 ・ 短 大 卒					大 卒					
		23	24	25	26	27	23	24	25	26	27	23	24	25	26	27	
初任 給額 (千円)	男性	製 造 業	158.7	158.7	158.7	156.6	161.4	165.1	174.4	170.8	168.6	173.3	197.5	197.6	197.6	196.6	200.5
		卸売業・小売業	153.0	153.0	153.0	154.5	160.7	178.2	164.3	161.1	169.3	176.1	196.6	187.7	187.7	201.1	195.4
		サービス業※	143.6	155.3	153.6	142.4	159.3	181.0	170.7	172.9	171.0	161.7	184.1	200.0	190.7	169.1	176.5
	女性	製 造 業	156.5	156.5	156.5	152.2	158.7	160.3	167.4	172.6	167.8	174.4	187.9	191.7	191.7	196.1	193.4
		卸売業・小売業	147.6	147.6	147.6	151.6	157.8	161.5	167.4	176.8	163.2	168.4	178.4	179.3	179.3	177.8	183.7
		サービス業※	143.8	174.4	158.7	154.2	145.2	164.6	160.2	162.0	147.6	154.8	193.3	193.9	180.0	173.5	176.2
産業間 格差	男性	製 造 業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		卸売業・小売業	102.2	96.4	96.4	98.7	99.6	107.9	94.2	94.3	100.4	101.6	97.5	99.5	95.0	102.3	97.5
		サービス業※	145	116.6	116.6	90.9	98.7	109.6	97.9	101.2	101.4	93.3	115.0	111.9	101.1	86.0	88.0
	女性	製 造 業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		卸売業・小売業	102.3	94.3	94.3	99.6	99.4	100.7	100.0	102.4	97.3	96.6	90.5	94.9	93.5	90.7	95.0
		サービス業※	140.3	111.4	111.4	101.3	91.5	102.7	95.7	93.9	88.0	88.8	102.9	101.1	93.9	88.5	91.1

※日本標準産業分類の改訂により、平成26年度以降は「R サービス業(他に分類されないもの)」を計上している。

〔参考〕 都道府県別にみた賃金及び初任給の地域格差 (平成27年)

(1) 平成27年賃金及び初任給の地域格差

区分	男 性													
	毎月勤労統計調査				賃金構造基本統計調査									
	きまって支給する給与		現金給与総額		きまって支給する現金給与額		年間賞与とその他特別給与額		初任給					
	実額 (円)	格差	実額 (円)	格差	実額 (千円)	格差	実額 (千円)	格差	大卒		高専・短大卒		高卒	
	実額 (円)	格差	実額 (円)	格差	実額 (千円)	格差	実額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差
全 国	327,644	83.0	550,908	73.5	370.3	81.6	1033.4	70.1	204.5	96.5	177.3	95.9	163.4	90.0
北海道	287,147	72.8	455,296	60.8	318.5	70.2	748.5	50.7	200.6	94.6	164.2	88.9	149.0	82.1
青森	267,465	67.8	403,438	53.9	287.4	63.3	611.2	41.4	178.0	84.0	152.8	82.7	145.9	80.4
岩手	285,207	72.3	441,025	58.9	290.3	64.0	665.0	45.1	184.9	87.2	175.6	95.0	149.1	82.1
宮城	303,124	76.8	492,709	65.8	342.5	75.5	896.3	60.8	200.9	94.8	164.2	88.9	153.2	84.4
秋田	273,740	69.4	454,924	60.7	286.1	63.0	599.4	40.6	186.4	87.9	164.3	88.9	145.0	79.9
山形	286,853	72.7	452,241	60.4	296.7	65.4	652.4	44.2	191.4	90.3	159.6	86.4	148.7	81.9
福島	311,868	79.0	486,099	64.9	322.9	71.1	721.2	48.9	190.8	90.0	179.2	97.0	157.3	86.7
茨城	324,199	82.1	544,346	72.7	371.3	81.8	1069.2	72.5	198.1	93.4	187.1	101.2	165.2	91.0
栃木	323,047	81.8	585,928	78.2	357.9	78.8	966.6	65.5	199.4	94.1	176.1	95.3	169.9	93.6
群馬	309,038	78.3	475,960	63.5	346.8	76.4	888.0	60.2	197.2	93.0	172.8	93.5	161.9	89.2
埼玉	300,005	76.0	441,878	59.0	365.4	80.5	872.2	59.1	203.0	95.8	181.3	98.1	168.0	92.6
千葉	313,456	79.4	519,318	69.3	370.9	81.7	939.2	63.7	203.4	95.9	182.7	98.9	163.5	90.1
東京	394,683	100.0	749,062	100.0	453.9	100.0	1475.1	100.0	212.0	100.0	184.8	100.0	181.5	100.0
神奈川	343,049	86.9	553,287	73.9	402.4	88.7	1173.6	79.6	208.0	98.1	184.2	99.7	178.7	98.5
新潟	296,292	75.1	455,033	60.7	312.8	68.9	713.4	48.4	193.6	91.3	166.2	89.9	163.0	89.8
富山	307,574	77.9	445,771	59.5	329.8	72.7	887.0	60.1	197.1	93.0	171.3	92.7	164.9	90.9
石川	306,749	77.7	477,629	63.8	335.6	73.9	919.0	62.3	197.5	93.2	172.1	93.1	164.2	90.5
福井	312,744	79.2	533,058	71.2	328.5	72.4	825.6	56.0	194.6	91.8	178.7	96.7	161.3	88.9
山梨	303,592	76.9	532,601	71.1	346.8	76.4	921.9	62.5	195.8	92.4	172.2	93.2	163.9	90.3
長野	313,904	79.5	541,245	72.3	337.4	74.3	931.1	63.1	193.9	91.5	172.3	93.2	162.4	89.5
岐阜	312,820	79.3	488,636	65.2	334.3	73.7	843.3	57.2	196.8	92.8	187.4	101.4	162.7	89.6
静岡	319,019	80.8	513,911	68.6	357.8	78.8	929.1	63.0	206.0	97.2	183.5	99.3	164.7	90.7
愛知	346,016	87.7	540,473	72.2	386.9	85.2	1312.0	88.9	206.4	97.4	177.1	95.8	166.5	91.7
三重	331,849	84.1	541,585	72.3	366.2	80.7	985.3	66.8	200.2	94.4	177.7	96.2	163.5	90.1
滋賀	325,398	82.4	545,874	72.9	359.7	79.2	918.7	62.3	197.1	93.0	173.7	94.0	162.9	89.8
京都	307,286	77.9	517,886	69.1	371.1	81.8	966.2	65.5	202.7	95.6	171.6	92.9	160.7	88.5
大阪	345,181	87.5	596,928	79.7	393.2	86.6	1110.7	75.3	208.7	98.4	187.7	101.6	166.1	91.5
兵庫	311,766	79.0	549,123	73.3	365.1	80.4	1007.8	68.3	207.8	98.0	182.2	98.6	169.2	93.2
奈良	299,958	76.0	430,779	57.5	350.1	77.1	862.9	58.5	201.7	95.1	178.6	96.6	163.1	89.9
和歌山	308,749	78.2	492,724	65.8	338.8	74.6	872.7	59.2	200.2	94.4	172.9	93.6	160.7	88.5
鳥取	280,413	71.0	447,560	59.7	287.6	63.4	618.4	41.9	187.9	88.6	156.1	84.5	148.7	81.9
島根	284,884	72.2	466,722	62.3	305.4	67.3	725.4	49.2	184.3	86.9	177.9	96.3	153.7	84.7
岡山	309,271	78.4	570,134	76.1	341.6	75.3	896.5	60.8	198.4	93.6	178.0	96.3	163.7	90.2
広島	330,349	83.7	572,092	76.4	349.5	77.0	900.6	61.1	195.2	92.1	169.3	91.6	161.1	88.8
山口	316,481	80.2	533,414	71.2	328.1	72.3	880.3	59.7	189.0	89.2	172.7	93.5	156.0	86.0
徳島	303,745	77.0	449,186	60.0	330.2	72.7	1014.4	68.8	190.2	89.7	167.0	90.4	154.7	85.2
香川	307,971	78.0	521,284	69.6	334.9	73.8	824.2	55.9	201.6	95.1	175.6	95.0	161.6	89.0
愛媛	301,621	76.4	495,983	66.2	320.9	70.7	770.6	52.2	188.8	89.1	165.2	89.4	161.3	88.9
高知	313,104	79.3	555,513	74.2	312.8	68.9	672.0	45.6	197.2	93.0	167.7	90.7	145.8	80.3
福岡	307,662	78.0	497,228	66.4	339.1	74.7	877.2	59.5	198.5	93.6	183.1	99.1	157.4	86.7
佐賀	288,979	73.2	402,395	53.7	308.3	67.9	726.5	49.3	182.7	86.2	168.0	90.9	148.2	81.7
長崎	275,507	69.8	456,318	60.9	313.9	69.2	693.9	47.0	195.9	92.4	188.1	101.8	151.0	83.2
熊本	289,312	73.3	496,382	66.3	318.2	70.1	739.8	50.2	197.0	92.9	166.6	90.2	158.3	87.2
大分	283,540	71.8	460,537	61.5	311.8	68.7	736.0	49.9	186.6	88.0	160.3	86.7	152.4	84.0
宮崎	274,856	69.6	433,293	57.8	292.3	64.4	686.6	46.5	183.1	86.4	166.8	90.3	151.5	83.5
鹿児島	279,229	70.7	429,739	57.4	315.0	69.4	704.7	47.8	186.0	87.7	170.1	92.0	144.0	79.3
沖縄	259,197	65.7	380,444	50.8	281.2	62.0	554.9	37.6	171.7	81.0	152.5	82.5	139.9	77.1

〔注〕各指標とも「東京都＝100」である。「＊」は、調査回答数が少ないため、利用に際し注意を要する。

区分	女性													
	毎月勤労統計調査				賃金構造基本統計調査									
	きまって支給する給与		現金給与総額		きまって支給する現金給与額		年間賞与とその他特別給与額		初任給					
									大卒		高専・短大卒		高卒	
	実額 (円)	格差	実額 (円)	格差	実額 (千円)	格差	実額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差
全 国	179,659	77.7	273,656	70.9	259.6	80.7	611.9	69.9	198.8	96.1	174.6	94.3	156.2	91.6
北海道	169,561	73.3	266,074	68.9	231.2	71.8	485.6	55.4	196.4	94.9	156.8	84.7	144.5	84.8
青森	166,212	71.9	262,233	67.9	207.8	64.6	431.9	49.3	179.9	87.0	153.1	82.7	139.9	82.1
岩手	172,649	74.6	279,001	72.2	209.7	65.2	459.1	52.4	180.9	87.4	165.3	89.3	140.8	82.6
宮城	176,858	76.5	253,970	65.8	241.8	75.1	515.1	58.8	196.6	95.0	164.7	89.0	152.7	89.6
秋田	173,312	74.9	274,875	71.2	211.6	65.8	455.2	52.0	170.9	82.6	143.3	77.4	137.0	80.4
山形	179,257	77.5	285,527	73.9	217.1	67.5	429.4	49.0	186.9	90.3	163.3	88.2	141.1	82.8
福島	178,830	77.3	265,482	68.7	221.0	68.7	440.1	50.3	191.2	92.4	158.6	85.7	149.9	87.9
茨城	175,694	76.0	258,583	67.0	248.9	77.3	542.7	62.0	193.3	93.4	170.3	92.0	161.5	94.7
栃木	169,005	73.1	257,544	66.7	242.0	75.2	529.5	60.5	186.4	90.1	164.7	89.0	155.9	91.4
群馬	168,351	72.8	248,815	64.4	239.0	74.3	526.9	60.2	195.9	94.7	169.7	91.7	154.4	90.6
埼玉	159,759	69.1	215,263	55.7	257.7	80.1	541.5	61.8	201.7	97.5	186.2	100.6	163.2	95.7
千葉	171,520	74.1	247,963	64.2	267.3	83.1	557.4	63.6	201.1	97.2	186.8	100.9	160.5	94.1
東京	231,326	100.0	386,217	100.0	321.8	100.0	875.8	100.0	206.9	100.0	185.1	100.0	170.5	100.0
神奈川	176,078	76.1	255,921	66.3	288.8	89.7	719.4	82.1	206.0	99.6	186.9	101.0	177.7	104.2
新潟	179,785	77.7	270,799	70.1	228.2	70.9	504.0	57.5	189.3	91.5	169.3	91.5	154.8	90.8
富山	182,390	78.8	293,365	76.0	235.3	73.1	596.9	68.2	186.3	90.0	162.9	88.0	156.9	92.0
石川	179,726	77.7	269,080	69.7	237.5	73.8	552.5	63.1	186.8	90.3	160.8	86.9	155.7	91.3
福井	185,524	80.2	305,419	79.1	238.3	74.1	600.1	68.5	182.7	88.3	180.8	97.7	150.6	88.3
山梨	168,183	72.7	246,519	63.8	248.9	77.3	503.0	57.4	186.5	90.1	166.9	90.2	153.6	90.1
長野	174,570	75.5	277,164	71.8	238.5	74.1	549.6	62.8	184.9	89.4	166.6	90.0	156.0	91.5
岐阜	171,084	74.0	260,711	67.5	235.4	73.2	517.3	59.1	190.2	91.9	179.4	96.9	157.9	92.6
静岡	174,132	75.3	263,937	68.3	242.7	75.4	548.6	62.6	196.3	94.9	174.0	94.0	166.4	97.6
愛知	172,382	74.5	258,774	67.0	265.3	82.4	686.9	78.4	200.6	97.0	173.7	93.8	165.9	97.3
三重	170,264	73.6	264,487	68.5	249.2	77.4	563.4	64.3	190.6	92.1	171.0	92.4	155.8	91.4
滋賀	176,897	76.5	300,032	77.7	251.9	78.3	559.6	63.9	191.9	92.8	172.2	93.0	155.5	91.2
京都	172,386	74.5	248,830	64.4	272.6	84.7	656.2	74.9	193.8	93.7	175.9	95.0	157.7	92.5
大阪	182,870	79.1	284,438	73.6	288.8	89.7	713.6	81.5	199.8	96.6	193.0	104.3	163.9	96.1
兵庫	165,414	71.5	256,651	66.5	263.4	81.9	591.2	67.5	201.9	97.6	180.2	97.4	158.9	93.2
奈良	155,556	67.2	222,183	57.5	259.2	80.5	562.1	64.2	194.3	93.9	175.3	94.7	157.3	92.3
和歌山	170,401	73.7	260,763	67.5	240.6	74.8	512.8	58.6	189.0	91.3	170.3	92.0	155.0	90.9
鳥取	189,158	81.8	317,817	82.3	220.0	68.4	465.0	53.1	168.6	81.5	155.7	84.1	147.9	86.7
島根	182,440	78.9	297,524	77.0	230.4	71.6	519.3	59.3	180.6	87.3	172.9	93.4	148.0	86.8
岡山	182,466	78.9	313,491	81.2	246.4	76.6	582.5	66.5	193.7	93.6	166.8	90.1	150.8	88.4
広島	176,680	76.4	265,613	68.8	246.3	76.5	557.2	63.6	192.2	92.9	170.8	92.3	153.0	89.7
山口	173,032	74.8	258,065	66.8	229.5	71.3	530.8	60.6	180.8	87.4	159.6	86.2	149.1	87.4
徳島	185,344	80.1	305,018	79.0	244.9	76.1	605.2	69.1	182.1	88.0	182.7	98.7	149.0	87.4
香川	176,349	76.2	294,508	76.3	235.6	73.2	516.5	59.0	189.3	91.5	164.4	88.8	154.7	90.7
愛媛	169,526	73.3	252,261	65.3	218.8	68.0	473.9	54.1	181.6	87.8	161.6	87.3	145.7	85.5
高知	200,860	86.8	378,581	98.0	233.8	72.7	526.3	60.1	172.6	83.4*	183.8	99.3	142.8	83.8
福岡	173,674	75.1	257,116	66.6	238.0	74.0	516.9	59.0	187.0	90.4	171.5	92.7	154.3	90.5
佐賀	169,437	73.2	236,085	61.1	211.3	65.7	420.8	48.0	172.9	83.6	144.4	78.0	140.7	82.5
長崎	163,064	70.5	227,463	58.9	222.6	69.2	483.6	55.2	182.6	88.3	167.4	90.4	138.9	81.5
熊本	173,143	74.8	295,802	76.6	228.9	71.1	513.3	58.6	190.3	92.0	156.1	84.3	144.9	85.0
大分	161,027	69.6	255,000	66.0	220.5	68.5	482.1	55.0	174.2	84.2	160.2	86.5	143.4	84.1
宮崎	167,996	72.6	274,535	71.1	214.9	66.8	492.9	56.3	172.8	83.5*	153.9	83.1	138.3	81.1
鹿児島	153,758	66.5	221,194	57.3	221.7	68.9	470.0	53.7	182.2	88.1	164.7	89.0	145.3	85.2
沖縄	167,737	72.5	244,320	63.3	220.9	68.6	420.1	48.0	170.1	82.2	150.4	81.3	136.3	79.9

〔注〕各指標とも「東京都＝100」である。「＊」は、調査回答数が少ないため、利用に際し注意を要する。

(2) 平成27年賃金の地域格差の推移

区分	1 毎月勤労統計調査						2 賃金構造基本統計調査					
	22	23	24	25	26	27	22	23	24	25	26	27
全国	81.4	81.9	79.6	77.5	82.1	83.0	81.8	83.8	82.1	83.2	81.4	81.6
北海道	74.6	73.6	69.1	61.5	74.5	72.8	71.3	73.2	71.0	69.6	70.5	70.2
青森	65.2	65.8	59.8	56.3	66.4	67.8	62.2	65.4	62.0	64.9	62.2	63.3
岩手	68.5	70.2	67.0	58.0	70.9	72.3	66.5	67.4	64.8	64.3	63.8	64.0
宮城	75.5	75.9	81.2	64.1	81.3	76.8	74.3	74.7	76.9	76.3	74.2	75.5
秋田	65.7	66.3	60.1	52.8	68.7	69.4	65.1	65.1	63.0	64.0	64.1	63.0
山形	68.0	69.9	64.6	58.6	70.8	72.7	66.4	68.0	64.5	67.3	66.1	65.4
福島	72.8	73.4	68.0	72.1	76.5	79.0	69.5	73.8	72.7	71.4	71.8	71.1
茨城	76.9	78.1	76.4	75.2	82.0	82.1	82.0	84.6	83.3	83.5	79.1	81.8
栃木	77.4	79.6	75.9	78.1	79.7	81.8	78.5	80.4	80.0	80.7	80.2	78.8
群馬	75.8	76.1	72.2	69.7	77.5	78.3	76.1	78.3	76.9	79.3	76.9	76.4
埼玉	75.8	76.3	71.5	72.0	76.3	76.0	81.1	83.8	79.7	81.7	79.4	80.5
千葉	78.8	76.5	73.5	76.3	79.0	79.4	81.2	84.8	81.2	81.5	80.2	81.7
東京	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
神奈川	85.1	84.7	82.9	88.4	84.1	86.9	87.1	91.2	89.7	90.9	90.2	88.7
新潟	72.3	72.7	67.3	64.6	74.4	75.1	71.0	73.9	70.3	70.9	70.6	68.9
富山	72.9	72.4	68.1	70.9	78.8	77.9	73.4	75.9	76.0	75.6	75.0	72.7
石川	71.2	71.3	69.2	67.7	75.2	77.7	73.8	75.7	74.5	75.6	75.3	73.9
福井	78.2	78.4	74.6	66.1	76.3	79.2	74.7	77.6	75.7	76.7	74.8	72.4
山梨	74.5	74.4	70.2	73.7	56.1	76.9	75.9	78.0	77.2	77.1	77.2	76.4
長野	75.8	75.2	69.9	69.5	79.0	79.5	74.2	76.5	76.3	76.4	75.7	74.3
岐阜	73.9	74.1	71.0	68.1	77.7	79.3	75.5	78.5	75.6	76.9	76.0	73.7
静岡	77.4	78.4	74.1	76.9	80.2	80.8	77.9	81.0	78.3	80.4	79.1	78.8
愛知	81.2	82.0	80.3	83.4	85.0	87.7	85.2	88.7	85.1	88.0	85.7	85.2
三重	74.6	76.7	73.6	79.0	83.6	84.1	80.3	85.0	82.3	82.7	81.7	80.7
滋賀	76.9	77.8	75.0	77.5	80.7	82.4	79.1	83.0	83.1	82.7	80.9	79.2
京都	78.1	77.4	74.9	76.7	75.2	77.9	81.7	83.5	84.6	84.8	81.4	81.8
大阪	88.0	87.1	85.4	83.4	85.2	87.5	87.2	87.9	86.9	85.1	86.3	86.6
兵庫	77.4	76.2	74.1	77.5	78.0	79.0	81.3	82.0	82.9	82.6	77.5	80.4
奈良	78.5	77.4	74.4	70.3	73.9	76.0	80.4	79.1	81.3	79.4	79.1	77.1
和歌山	73.4	73.8	70.7	68.1	74.5	78.2	79.1	76.8	74.9	77.8	73.1	74.6
鳥取	65.8	65.0	60.3	51.2	68.5	71.0	65.3	66.9	66.5	67.0	67.0	63.4
島根	68.8	70.6	66.4	57.8	71.9	72.2	67.5	69.0	68.1	67.8	67.8	67.3
岡山	78.0	78.7	76.3	72.7	77.1	78.4	76.2	76.7	75.3	77.8	75.5	75.3
広島	75.5	76.9	74.2	71.8	80.0	83.7	75.7	80.2	78.6	79.5	77.5	77.0
山口	75.3	75.5	74.0	73.4	77.7	80.2	73.4	79.5	74.9	74.7	72.9	72.3
徳島	73.7	74.5	71.7	71.6	73.8	77.0	72.1	74.9	73.8	72.4	70.8	72.7
香川	75.0	75.5	69.1	63.9	77.5	78.0	74.6	75.2	76.0	74.2	73.5	73.8
愛媛	71.4	70.5	66.2	63.1	72.5	76.4	72.2	74.2	71.4	72.3	70.9	70.7
高知	72.1	72.9	68.4	56.3	74.8	79.3	68.9	68.8	70.0	70.7	68.4	68.9
福岡	79.2	78.5	74.6	68.1	77.9	78.0	76.0	78.5	76.7	77.0	76.1	74.7
佐賀	66.4	66.0	61.0	57.7	69.1	73.2	70.8	70.5	66.8	67.5	66.4	67.9
長崎	69.2	67.6	62.2	64.9	71.2	69.8	72.3	69.2	68.4	69.7	67.3	69.2
熊本	68.7	68.9	65.1	69.5	73.8	73.3	67.0	73.0	70.0	72.9	69.2	70.1
大分	69.8	69.8	65.7	68.4	72.3	71.8	69.2	71.1	68.4	69.9	70.1	68.7
宮崎	66.6	65.8	60.0	57.7	65.7	69.6	66.6	67.7	65.8	66.7	65.4	64.4
鹿児島	70.1	69.7	66.2	59.8	68.0	70.7	67.8	70.1	68.5	71.7	68.4	69.4
沖縄	68.4	66.7	61.6	46.3	62.9	65.7	61.2	60.3	60.3	63.6	60.9	62.0

(注) 1 「賃金の地域格差の推移」については、男性労働者について示したものである。

2 『①毎月勤労統計調査』については「きまって支給する給与」を、『②賃金構造基本統計調査』については「きまって支給する現金給与額」の格差の推移である。

第2 長野県における最低賃金の概況

1 最低賃金制度の概況

(1) 目的

最低賃金制とは、最低賃金法に基づき国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者はその賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。仮に、最低賃金額より低い賃金を労使合意のうえで定めても、それは無効とされ、最低賃金額と同じ定めをしたものとみなされる。

最低賃金制は、第一義的には一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的であるが、あわせて、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能等も期待され、国民経済の健全な発展に寄与することもねらいとしている。

(2) 決定方法

最低賃金の決定方法は、最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金（審議会方式）によって決定されている。

最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金とは、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の産業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときに、公益、労働者及び使用者の各側を代表する同数の委員で構成する最低賃金審議会に調査審議を求め（諮問）、その意見（答申）を尊重して決定するものである。（P21 別図1「最低賃金決定の仕組み」参照）

最低賃金審議会においては、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考にしながら審議が行われ、労働者の生計費・類似の労働者の賃金・通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮して、最低賃金額の決定又は改定の答申を行っている。

なお、労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

(3) 適用使用者及び適用労働者

最低賃金は、労働者を一人でも使用しているすべての使用者と、事業場で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用される。（公務員については一部適用除外）

地域別最低賃金（長野県最低賃金というように都道府県名を冠して呼ばれる）は、産業や職種にかかわらず各都道府県内のすべての労働者とその使用者に適用される。

また特定（産業別）最低賃金は、各都道府県内の電気機械器具製造業など特定の産業に働く基幹的労働者とその使用者に適用され、その適用範囲は、それぞれの最低賃金決定の際に、原則として日本標準産業分類に基づき定められている。（P. 35「2 長野県の最低賃金制度」の（4）参照）

なお、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方が同時に適用される場合には、そのときの高い方の最低賃金が適用される。

《個別事業場の産業分類決定上留意すべき事項》

日本標準産業分類における分類要素は、当該事業場の経済活動（生産される物、提供されるサービス）の種類によることを原則としている。この場合、一事業場内で複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動（収入額または販売額の多いもの）によって決定する。同一企業内の工場・出張所等であっても、それが一事業場と認められる限り、個別にはその実態によって決定する。

また、主として管理事務を行う本社、支社、出張所等は管理する全事業所を通じての主要な経済活動に着目して分類する。（労働基準法の区分と異なる場合が多いので注意を要する。）

（例）電気機械器具の製造を行う企業について、本社・製造工場・販売店（家庭消費者に直接販売する）がそれぞれ別の場所にある場合、本社・製造工場は電気機械器具製造業としての最低賃金が適用され、販売店は小売業としての最低賃金が適用される。

なお、派遣元事業場と派遣先事業場とが異なる都道府県にある場合、派遣元事業場と派遣先事業場とが異なる産業に属する場合には、派遣元事業場と派遣先事業場とで適用される最低賃金が異なることがあるが、いずれの場合であっても、派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用となる。

（4）対象賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られる。具体的には実際に支払われる賃金から、次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となる。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1 カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 一定期間の所定労働日において、遅刻、早退、欠勤等の事故が一定回数以下の労働者に対して支払われる賃金(精皆勤手当など)
- ⑦ 使用者が通勤費を補助するために通勤労働者に対して支払われる賃金（通勤手当など）
- ⑧ 扶養家族のある労働者に対して支払われる賃金(家族手当など)

(5) 比較・換算

最低賃金の時間額は時間給制（賃金の大部分が時間によって決められている）又は時間給制以外如何にかかわらずすべての労働者に適用される。

実際の賃金が最低賃金を上回っているかどうかを確認するには、家族手当などの除外賃金を差し引いた賃金と、適用される最低賃金額を次の方法で比較する。

① 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金の時間額

② 日給の場合

日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金（時間額）

③ 月給等上記以外の場合

賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金（時間額）と比較する。

実際の賃金と最低賃金との比較一覧表

実際の賃金の 決定期間等		対 比 す る 金 額	
		実 際 の 賃 金	最低賃金
期間	時間	① 時間決めの賃金額（時間給）	時間額
同 じ	日	② 日決めの賃金額（時間給） 日 額 ----- 1 日の所定労働時間数	
		② 日によって所定労働時間数が異なる場合 日決めの賃金額（日額） ----- 1 週間平均の 1 日の所定労働時間数	
	月	③ 月決めの賃金額 ----- 年間における 1 ヶ月平均所定労働時間数	
異 な る	出来高払い制 その他の請負制	③ 当該賃金算定期間中に出来高払い制 その他の請負制により計算された賃金額 ----- その期間中に出来高払い制 その他の 請負制により労働した労働時間数	

※ 分母となる所定労働時間数が当該決定期間（日、週、月）によって異なる場合は、その上位単位（1 週間、4 週間、1 年間）の期間の平均により求めた所定労働時間数を用いること。

所定労働時間の「分」「時間」換算表

分	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55
時間	0.08	0.16	0.25	0.33	0.41	0.5	0.58	0.66	0.75	0.83	0.91

(6) 最低賃金の減額特例許可

精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い人や試用期間中の人などのように、一般の労働者と労働能力などが異なるため、最低賃金を画一的に適用することが必ずしも適当でない労働者については、都道府県労働局長の許可を条件として、個別に最低賃金の減額特例が認められている。

減額特例許可を受けようとする場合は、所定様式による申請書 2 通を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出することとされている。

(7) 技能習得期間

「技能習得中のもの」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいう。この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当する者である。

- ① 当該業務に従事した経験がない者では、直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について認められること。従って、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者（外国人技能実習生など）は含まれない。
- ② 職場の内外において集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の課程内において仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。
- ③ 習得させるべき技能の内容及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
- ④ 技能養成を実施する担当者または責任者が定められていること。

(8) 主として従事する者

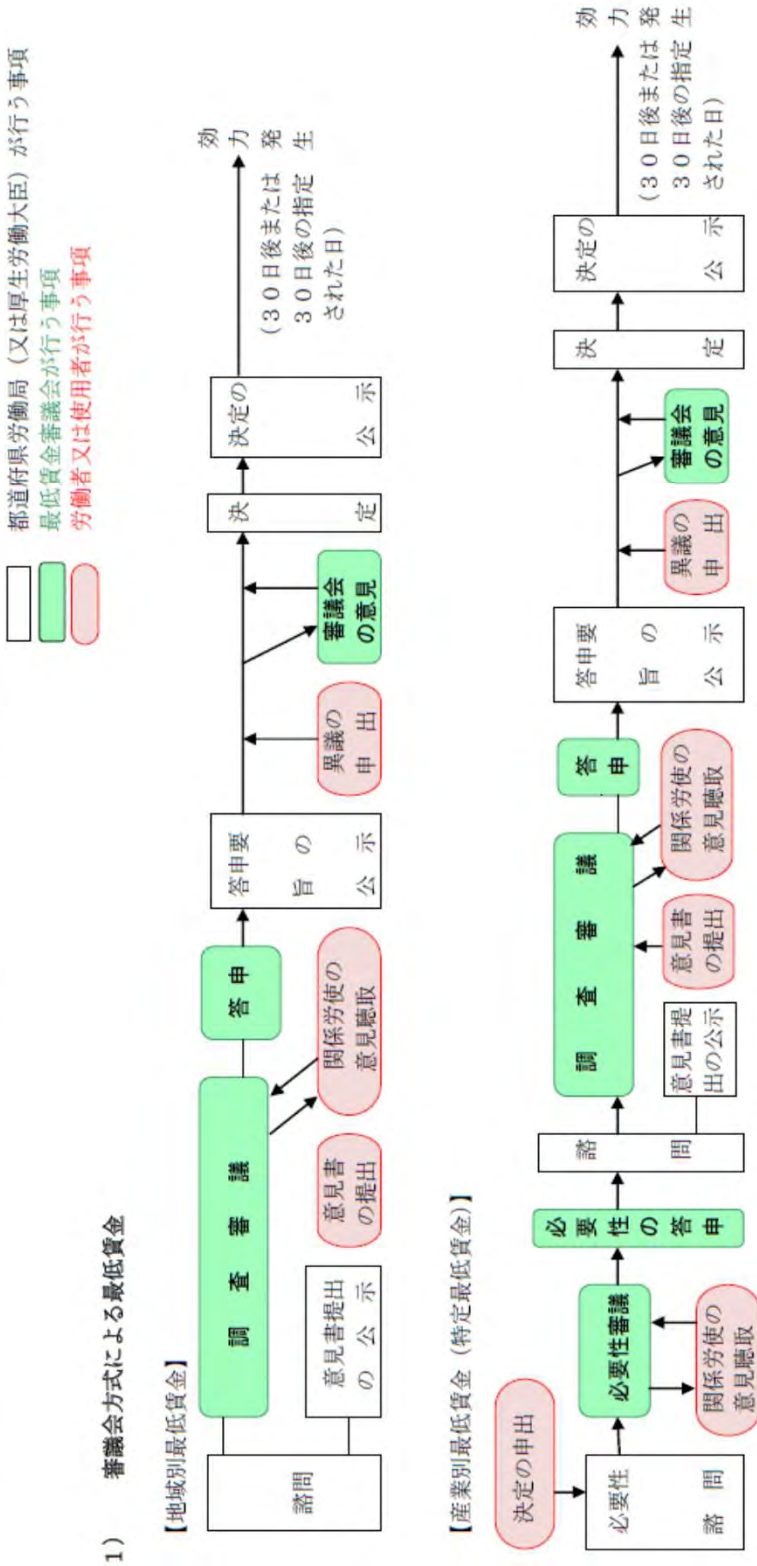
「主として従事する者」とは、専ら適用除外業務に従事する労働者のほか、他の業務にも従事する労働者で、月間の適用除外業務に従事する時間が当該労働者の月間総労働時間の半分以上を占めている者も含む。

《公務員のうち最低賃金法が適用されるもの》

	最低賃金法の適用対象職員	根拠条文等
公団等 国家公務員 関係職員 及び	特定独立行政法人等の職員	特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第 37 条第 1 項第 1 号
	特別職に属する職員（裁判所職員、国会職員、自衛隊員、大臣、議員、裁判官、各種委員、秘書官等を除く）	国家公務員法第 2 条第 5 項
	公団等（各種公団、公庫、金庫等）関係職員	—
地方公務員	地方公営企業及び特定地方独立行政法人の職員	地方公営企業法第 39 条第 1 項及び地方独立行政法人法第 53 条
	地方公務員法第 57 条に規定する地方公営企業の職員以外の一般職に属する単純労働者	地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第 5 項
	特別職に属する地方公務員（知事、副知事、議員、委員等を除く）	地方公務員法第 4 条第 2 項

2 最低賃金決定の仕組み

別図 1 最低賃金決定の仕組み



長野県の最低賃金

★ 必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も ★

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」(地域別最低賃金)及び特定の産業の基幹的労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」は次のとおりです。

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意下さい。)

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	
長野県最低賃金	円 770 改正前 746円	平成28年 10月1日	★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ★なお、下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。

特定(産業別)最低賃金	時間額	効力発生日	特定(産業別)最低賃金から適用除外され、長野県最低賃金又は他の特定最低賃金が適用されるもの	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	円 837 改正前 823円	平成28年 11月27日	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	円 848 改正前 834円	平成28年 11月27日	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業を除く)、計量器・測定器・分析機器・試験機、測量機械器具、理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	
各種商品小売業 (衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所で、その事業所の性格上いづれが主たる販売商品であるか判別できない場合が該当します。)	円 800 改正前 786円	平成28年 12月31日		①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
印刷、製版業	円 781 改正前 747円	平成28年 12月31日		①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

- ※ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。
- ※ 適用除外業種欄は、長野県最低賃金が適用されるものと他の特定最低賃金が適用されるものがあります。(長野労働局HPにて確認できます。)適用除外者及び適用除外業務欄は、長野県最低賃金が適用されます。
- ※ 技能実習制度における技能実習生は、特定(産業別)最低賃金の適用除外者の1つである「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。
- ※ 厚生労働省では、最低賃金引上げに係る中小企業への支援事業として、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)制度、非正規雇用労働者の処遇改善のための支援の拡充を目的とした(キャリアアップ助成金)制度や、経営面と労働面の相談等を専門家によるワン・ストップで対応できる相談窓口を設けております。

お問い合わせは、下記まで

最低賃金制度関係	労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署	☎026-223-0555(賃金室)
業務改善助成金	雇用環境・均等室	☎026-223-0560
キャリアアップ助成金	職業安定部 地方訓練受講者支援室	☎026-226-0862

長野労働局HP

長野労働局

【検索】

特定(産業別)最低賃金の適用特定

- (1) **はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金** **時間額 848円(平成28年11月27日から適用)**

適用業務	日本標準産業分類(平成25年10月改訂)による区分
はん用機械器具製造業(E25) (右欄以外は除く)	管理, 補助的経済活動を行う事業所(E250)
	下に示した産業において、主として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、経理、企画等の業務を行う事業所。【例】管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所
	ポンプ・圧縮機器製造業(E252)
	【例】ポンプ、空気圧縮機、ガス圧縮機、送風機、油圧・空圧機器製造業等
	一般産業用機械・装置製造業(E253)
	【例】歯車、エレベータ、エスカレータ、スキーリフト、工業窯炉、冷凍機、製氷装置、温度・湿度調整装置、空気調節装置製造業等
生産用機械器具製造業(E26) (右欄以外は除く)	その他のはん用機械・同部分品製造業(E259)
	【例】消火器、蛇口、給排水栓、パイプ加工、ピストンリング、駐車装置、旋回窓製造業等
	管理, 補助的経済活動を行う事業所(E260)
	下に示した産業において、主として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、経理、企画等の業務を行う事業所。【例】管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所
	農業用機械製造業(農用器具を除く)(E261)
	【例】農業用機械、刈取機械、脱穀機、飼料・穀物乾燥機、除草機製造業等
	建設機械・鉱山機械製造業(E262)
	【例】建設用クレーン、コンクリートミキサ、破碎機、ロードローラ製造業等
	【適用除外】(E2621の一部)建設用ショベルトラック製造業
	繊維機械製造業(E263)のうち(E2635のうち一部)毛糸手編機械製造業、それ以外は除く。
	生活関連産業用機械製造業(E264)
	【例】精米機械、製めん機械、製パン機械、製材機械、印刷用ローラ、製本機械製造業等
業務用機械器具製造業(E27) (右欄以外は除く)	【例】鋳造装置、化学機械・同装置、大気汚染防止機器・同装置、遠心分離機製造業等
	金属加工機械製造業(E266)
	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業(E267)
	【例】ウェーハ加工装置、液晶パネル熱処理装置製造業等
	その他の生産用機械・同部分品製造業(E269)
	【例】金属製品用金型、非金属製品用金型、真空装置用部品、ロボット、集材機械製造業等
輸送用機械器具製造業(E31) (E311、E313に限る)	管理, 補助的経済活動を行う事業所(E270)
	下に示した産業において、主として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、経理、企画等の業務を行う事業所。【例】管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所
	事務用機械器具製造業(E271)
	【例】複写機、電子式卓上計算機、事務用シュレツダ、製図機械器具製造業等
自動車・同附属品製造業(E311)	サービス用・娯楽用機械器具製造業(E272)
	【例】自動車ジャッキ、アミューズメント機器、自動販売機・同部分品、両替機製造業等
	船舶製造・修理業、船用機関製造業(E313)
	【例】鋼船製造・修理、木造船製造・修理、船体ブロック、ヨット製造業等
(L7282)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記に掲げる産業に分類されるものに限る。)	

(2) 計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業
最低賃金 時間額 837円 (平成28年11月27日から適用)

適用業務	日本標準産業分類 (平成25年10月改訂) による区分
業務用機械器具製造業 (E27) (右欄以外は除く)	管理, 補助的経済活動を行う事業所 (E270)
	下に示した産業において、主として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、経理、企画等の業務を行う事業所。【例】管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 (E273)
	【例】体重計、精密測定器、分析機器、ガスメータ、複写機、両替機、試験機製造業等
	【適用除外】(E2737) 測量機械器具製造業及び (E2738) 理化学機械器具製造業
	医療用機械器具・医療用品製造業 (E274)
	【例】内視鏡、人工呼吸器、透析器、注射器、麻酔器具、医療用針、義肢・義足製造業等
電子部品・デバイス・電子回路製造業 (E28) (右欄以外は除く)	光学機械器具・レンズ製造業 (E275)
	【例】望遠鏡、顕微鏡、写真機、光学レンズ製造業等
	管理, 補助的経済活動を行う事業所 (E280)
	下に示した産業において、主として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、経理、企画等の業務を行う事業所。【例】管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所
	電子デバイス製造業 (E281)
	【例】真空管、光電管、ダイオード、集積回路、半導体素子、液晶パネル製造業等
	電子部品製造業 (E282)
電気機械器具製造業 (E29) (右欄以外は除く)	【例】コンデンサ、スピーカ部品、マイクロホン部品、磁気ヘッド製造業等
	記録メディア製造業 (E283)
	【例】SDメモリーカード、光ディスク、MO製造業等
	電子回路製造業 (E284)
	【例】電子回路基盤、セラミックスモジュール基盤、チップ部品実装基盤製造業等
	【例】スイッチング電源、放送 (通信) 受信チューナユニット、電子部品組立製造業等
	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 (E289)
	管理, 補助的経済活動を行う事業所 (E290)
	下に示した産業において、主として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、経理、企画等の業務を行う事業所。【例】管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所
	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 (E291)
	【例】発電機、変圧器、配電盤、制御装置、点滅器、ヒューズ、スイッチ製造業等
	産業用電気機械器具製造業 (E292)
	【例】電気溶接機、スターターモータ、点火装置、電気炉製造業等
	民生用電気機械器具製造業 (E293)
	【例】電子レンジ、食器洗い機、電気冷蔵庫、換気扇、除湿機、電気掃除機製造業等
	電球・電気照明器具製造業 (E294)
	【例】蛍光灯、白熱電球、電気スタンド、ヘッドライト製造業等
情報通信機械器具製造業 (E30) (右欄以外は除く)	電池製造業 (E295)
	【例】蓄電池、リチウムイオン電池、乾電池、アルカリ電池製造業等
	電子応用装置製造業 (E296)
	【例】X線装置、医療用電子応用装置、電子顕微鏡製造業等
	電気計測器製造業 (E297)
	【例】電流計、音量計、温度自動調節装置、生体現象監視用機器製造業等
	その他の電気機械器具製造業 (E299)
情報通信機械器具製造業 (E30) (右欄以外は除く)	【例】太陽電池、電球口金製造業等
	管理, 補助的経済活動を行う事業所 (E300)
	下に示した産業において、主として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、経理、企画等の業務を行う事業所。【例】管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所
情報通信機械器具製造業 (E30) (右欄以外は除く)	通信機械器具・同関連機械器具製造業 (E301)
	【例】電話機、ファクシミリ、携帯電話機、カーナビゲーション、GPS装置製造業等

情報通信機械器具製造業 (E30) (右欄以外は除く)	映像・音響機械器具製造業 (E302) 【例】DVDプレーヤー、防犯カメラ、デジタルカメラ、ICレコーダ製造業等
	電子計算機・同附属装置製造業 (E303) 【例】デジタル形電子計算機、パーソナルコンピュータ、外部記憶装置、光ディスク製造業等
その他の製造業 (E32) (右欄以外は除く)	管理、補助的経済活動を行う事業所 (E320) 下に示した産業において、主として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、経理、企画等の業務を行う事業所。【例】管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所
	時計・同部分品製造業 (E323) 【例】時計、電気時計、時計部分品製造業等
	眼鏡製造業 (枠を含む) (E3297) 【例】眼鏡レンズ、眼鏡枠、サングラス製造業等
(L7282)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記に掲げる産業に分類されるものに限る。)	

(注) 次の場合は適用が除外され、「地域別最低賃金」が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く)に主として従事する者
 - ア) 清掃又は片付けの業務
 - イ) 手作業による選別、袋詰め、箱詰め、又は包装の業務
 - ロ) 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行なう熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務

(3) 各種商品小売業最低賃金

時間額 800円 (平成28年12月31日から適用)

適用業務	日本標準産業分類 (平成25年10月改訂) による区分
各種商品小売業 (I56)	管理、補助的経済活動を行う事業所 (I560) 下に示した産業において、主として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、経理、企画等の業務を行う事業所。【例】管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所
	百貨店、総合スーパー (I561) であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のものをいいます。 【例】百貨店、デパートメントストア
	衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人未満のものをいいます。 【例】百貨店、デパートメントストア
(L7282)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記に掲げる産業に分類されるものに限る。)	

※ コンビニエンスストア (I5891)、ドラッグストア (I6031) 等は各種商品小売業最低賃金の適用とはなりません。

(注) 次の場合は適用が除外され、「地域別最低賃金」が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(4) 印刷、製版業最低賃金

時間額 781円 (平成28年12月31日から適用)

適用業務	日本標準産業分類 (平成25年10月改訂) による区分
印刷・同関連業 (E15) (右欄以外は除く)	管理、補助的経済活動を行う事業所 (E150) 下に示した産業において、主として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、経理、企画等の業務を行う事業所。【例】管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所
	印刷業 (E151) 【例】オフセット印刷業(紙に対するもの)、とっ版印刷業(紙に対するもの)、プラスチックフィルム印刷業等
	製版業 (E152) 【例】写真製版業、デジタル製版業、スクリーン製版業等
(L7282)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記に掲げる産業に分類されるものに限る。)	

(注) 次の場合は適用が除外され、「地域別最低賃金」が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 長野県の最低賃金及び特定(産業別)最低賃金決定経過

年	長野県 最低賃金		公示年月日	効力発生日	年	長野県 最低賃金		公示年月日	効力発生日
	日額	時間額				日額	時間額		
昭和47年	1020円	-	昭和47年7月15日	昭和47年10月1日	平成元年	3838円	480円	平成元年8月31日	平成元年10月1日
(白樺細工)	-	115円	同上	同上	平成2年	4023円	503円	平成2年8月31日	平成2年10月1日
(座繰生糸)	-	110円	同上	同上	平成3年	4219円	528円	平成3年8月31日	平成3年10月1日
(短時間労働者)	-	128円	同上	同上	平成4年	4395円	551円	平成4年9月1日	平成4年10月1日
昭和48年	1230円	-	昭和49年1月23日	昭和49年2月23日	平成5年	4530円	568円	平成5年9月1日	平成5年10月1日
(白樺細工)	-	138円	同上	同上	平成6年	4638円	580円	平成6年9月1日	平成6年10月1日
(座繰生糸)	-	132円	同上	同上	平成7年	4744円	594円	平成7年9月1日	平成7年10月1日
(短時間労働者)	-	128円	同上	同上	平成8年	4843円	607円	平成8年8月30日	平成8年10月1日
昭和49年	1640円	205円	昭和50年1月28日	昭和50年2月27日	平成9年	4950円	619円	平成9年9月1日	平成9年10月1日
(白樺細工)	1510円	189円	同上	同上	平成10年	5039円	630円	平成10年9月1日	平成10年10月1日
(座繰生糸)	1440円	180円	同上	同上	平成11年	5084円	636円	平成11年9月1日	平成11年10月1日
昭和50年	1904円	238円	昭和50年10月25日	昭和51年1月24日	平成12年	5126円	641円	平成12年9月1日	平成12年10月1日
(座繰生糸)	1704円	213円	同上	同上	平成13年	5164円	646円	平成13年8月30日	平成13年10月1日
昭和51年	2080円	260円	昭和51年10月9日	昭和51年11月8日	平成14年	-	646円	平成14年8月29日	平成14年10月1日
昭和52年	2282円	286円	昭和52年9月29日	昭和52年11月31日	平成15年	-	646円	-	-
昭和53年	2427円	304円	昭和53年9月16日	昭和53年10月16日	平成16年	-	647円	平成16年9月1日	平成16年10月1日
昭和54年	2577円	323円	昭和54年9月17日	昭和54年10月17日	平成17年	-	650円	平成17年8月31日	平成17年10月1日
昭和55年	2754円	345円	昭和55年9月9日	昭和55年10月9日	平成18年	-	655円	平成18年9月1日	平成18年10月1日
昭和56年	2931円	367円	昭和56年9月4日	昭和56年10月4日	平成19年	-	669円	平成19年9月21日	平成19年10月21日
昭和57年	3088円	386円	昭和57年9月2日	昭和57年10月2日	平成20年	-	680円	平成20年9月16日	平成20年10月16日
昭和58年	3186円	401円	昭和58年9月16日	昭和58年10月16日	平成21年	-	681円	平成21年9月1日	平成21年10月1日
昭和59年	3284円	412円	昭和59年9月3日	昭和59年10月3日	平成22年	-	693円	平成22年9月29日	平成22年10月29日
昭和60年	3402円	426円	昭和60年9月3日	昭和60年10月13日	平成23年	-	694円	平成23年9月1日	平成23年10月1日
昭和61年	3504円	438円	昭和61年9月2日	昭和61年10月2日	平成24年	-	700円	平成24年8月31日	平成24年10月1日
昭和62年	3581円	448円	昭和62年9月1日	昭和62年10月1日	平成25年	-	713円	平成25年9月19日	平成25年10月19日
昭和63年	3688円	461円	昭和63年8月31日	昭和63年10月1日	平成26年	-	728円	平成26年9月1日	平成26年10月1日
					平成27年	-	746円	平成27年9月1日	平成27年10月1日
					平成28年	-	770円	平成28年9月1日	平成28年10月1日

(注) 平成15年は時間額が前年と同額により答申日と効力発生日は空欄となる。

年	電気機械器具製造業 (平成元年2月11日新設) (平成14年11月26日廃止)		精密機械器具、医療用計測器製造業 (平成元年12月24日新設) (平成14年11月26日廃止)		計量器・測定器・分析機器・試験機・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業 (平成14年11月27日新設)		公示年月日	効力発生日
	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額		
平成元年	4335円	542円	4380円	548円	-	-	(電)平成元年11月24日 (精)平成元年11月24日	(電)平成2年2月11日 (精)平成元年12月24日
平成2年	4545円	569円	4590円	574円	-	-	(電)平成2年10月29日 (精)平成2年10月29日	(電)平成2年11月28日 (精)平成2年11月28日
平成3年	4795円	600円	4835円	605円	-	-	(電)平成3年10月28日 (精)平成3年10月28日	(電)平成3年11月27日 (精)平成3年11月27日
平成4年	5005円	626円	5045円	631円	-	-	(電)平成4年10月28日 (精)平成4年10月28日	(電)平成4年11月27日 (精)平成4年11月27日
平成5年	5165円	646円	5205円	651円	-	-	(電)平成5年10月14日 (精)平成5年10月14日	(電)平成5年11月27日 (精)平成5年11月27日
平成6年	5295円	662円	5340円	668円	-	-	(電)平成6年10月18日 (精)平成6年10月18日	(電)平成6年11月27日 (精)平成6年11月27日
平成7年	5420円	678円	5470円	684円	-	-	(電)平成7年10月25日 (精)平成7年10月25日	(電)平成7年11月27日 (精)平成7年11月27日
平成8年	5545円	694円	5600円	700円	-	-	(電)平成8年10月25日 (精)平成8年10月25日	(電)平成8年11月27日 (精)平成8年11月27日
平成9年	5680円	710円	5740円	718円	-	-	(電)平成9年10月27日 (精)平成9年10月24日	(電)平成9年11月27日 (精)平成9年11月27日
平成10年	5790円	724円	5850円	732円	-	-	(電)平成10年10月20日 (精)平成10年10月23日	(電)平成10年11月27日 (精)平成10年11月27日
平成11年	5847円	731円	5897円	738円	-	-	(電)平成11年10月22日 (精)平成11年10月22日	(電)平成11年11月27日 (精)平成11年11月27日
平成12年	5902円	738円	5947円	744円	-	-	(電)平成12年10月23日 (精)平成12年10月23日	(電)平成12年11月27日 (精)平成12年11月27日
平成13年	5947円	744円	5947円	744円	-	-	(電)平成13年10月23日 (精)-	(電)平成13年11月27日 (精)-
平成14年	-	-	-	-	-	745円	平成14年10月24日	平成14年11月27日
平成15年	※当該期間においては、件名「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、精密機械器具製造業」でしたが、日本標準産業分類(第12回)の改定により、平成20年度より件名が変更となりました。件名の変更にあたり、適用する使用者及び労働者に変更はありません。				-	746円	平成15年10月27日	平成15年11月27日
平成16年					-	748円	平成16年10月28日	平成16年11月27日
平成17年					-	752円	平成17年10月28日	平成17年11月27日
平成18年					-	757円	平成18年10月26日	平成18年11月27日
平成19年	-	-	-	-	-	767円	平成19年11月15日	平成19年12月15日
平成20年	-	-	-	-	-	775円	平成20年11月14日	平成20年12月14日
平成21年	-	-	-	-	-	777円	平成21年11月5日	平成21年12月5日
平成22年	-	-	-	-	-	783円	平成22年11月11日	平成22年12月11日
平成23年	-	-	-	-	-	785円	平成23年10月28日	平成23年11月27日
平成24年	-	-	-	-	-	790円	平成24年11月28日	平成24年12月28日
平成25年	-	-	-	-	-	798円	平成25年11月19日	平成25年12月19日
平成26年	-	-	-	-	-	810円	平成26年10月29日	平成26年11月28日
平成27年	-	-	-	-	-	823円	平成27年10月28日	平成27年11月27日
平成28年	-	-	-	-	-	837円	平成28年10月27日	平成28年11月27日

(注)(電)は電気機械器具製造業、(精)は精密機械器具、医療用計測器製造業を表す。

年	一般機械器具製造業 (平成2年4月19日新設) (平成12年11月26日廃止)		輸送用機械器具製造業 (平成2年4月19日新設) (平成12年11月26日廃止)		はん用機械器具、生産用 機械器具、業務用機械器 具、自動車・同附属品、船 舶製造・修理業、船用機 関製造業 (平成12年11月27日新設)		公示年月日	効力発生日
	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額		
平成2年	4615円	577円	4615円	577円	-	-	(般)平成2年11月28日 (輸)平成2年11月28日	(般)平成2年12月28日 (輸)平成2年12月28日
平成3年	4860円	608円	4860円	608円	-	-	(般)平成3年11月28日 (輸)平成3年11月28日	(般)平成3年12月28日 (輸)平成3年12月28日
平成4年	5080円	635円	5080円	635円	-	-	(般)平成4年12月1日 (輸)平成4年12月1日	(般)平成4年12月31日 (輸)平成4年12月31日
平成5年	5240円	655円	5240円	655円	-	-	(般)平成5年10月14日 (輸)平成5年10月14日	(般)平成5年11月27日 (輸)平成5年11月27日
平成6年	5375円	672円	5380円	673円	-	-	(般)平成6年10月18日 (輸)平成6年10月18日	(般)平成6年11月27日 (輸)平成6年11月27日
平成7年	5505円	689円	5515円	690円	-	-	(般)平成7年10月25日 (輸)平成7年10月25日	(般)平成7年11月27日 (輸)平成7年11月27日
平成8年	5640円	705円	5650円	707円	-	-	(般)平成8年10月21日 (輸)平成8年10月22日	(般)平成8年11月27日 (輸)平成8年11月27日
平成9年	5780円	723円	5790円	724円	-	-	(般)平成9年10月28日 (輸)平成9年10月23日	(般)平成9年11月27日 (輸)平成9年11月27日
平成10年	5890円	737円	5900円	738円	-	-	(般)平成10年10月23日 (輸)平成10年10月26日	(般)平成10年11月27日 (輸)平成10年11月27日
平成11年	5946円	744円	5946円	744円	-	-	(般)平成11年10月22日 (輸)平成11年10月20日	(般)平成11年11月27日 (輸)平成11年11月27日
平成12年	-	-	-	-	5995円	750円	平成12年10月25日	平成12年11月27日
平成13年	-	-	-	-	6036円	755円	平成13年10月24日	平成13年11月27日
平成14年	-	-	-	-	-	756円	平成14年10月23日	平成14年11月27日
平成15年	-	-	-	-	-	757円	平成15年10月27日	平成15年11月27日
平成16年	-	-	-	-	-	759円	平成16年10月28日	平成16年11月27日
平成17年	-	-	-	-	-	763円	平成17年10月27日	平成17年11月27日
平成18年	-	-	-	-	-	769円	平成18年11月14日	平成18年12月14日
平成19年	-	-	-	-	-	779円	平成19年11月19日	平成19年12月19日
平成20年	-	-	-	-	-	787円	平成20年11月13日	平成20年12月13日
平成21年	-	-	-	-	-	789円	平成21年11月5日	平成21年12月5日
平成22年	-	-	-	-	-	794円	平成22年10月28日	平成22年11月27日
平成23年	-	-	-	-	-	796円	平成23年10月28日	平成23年11月27日
平成24年	-	-	-	-	-	801円	平成24年11月28日	平成24年12月28日
平成25年	-	-	-	-	-	809円	平成25年10月31日	平成25年11月30日
平成26年	-	-	-	-	-	821円	平成26年10月28日	平成26年11月27日
平成27年	-	-	-	-	-	834円	平成27年10月27日	平成27年11月27日
平成28年	-	-	-	-	-	848円	平成28年10月25日	平成28年11月27日

※当該期間においては、件名「一般機械器具、自動車、同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業」でしたが、日本標準産業分類（第12回）の改定により、平成26年度より件名が変更となりました。件名の変更にあたり、適用する使用者及び労働者に変更はありません。

(注)(般) は一般機械器具製造業、(輸) は輸送用機械器具製造業を表す。

年	各種商品小売業 (平成2年4月19日新設)		公示年月日	効力発生日	印刷、製版業 (平成2年4月19日新設)		公示年月日	効力発生日
	日額	時間額			日額	時間額		
平成2年	4375円	547円	平成2年11月28日	平成2年12月28日	4505円	564円	平成2年11月28日	平成2年12月28日
平成3年	4630円	579円	平成3年11月28日	平成3年12月28日	4750円	594円	平成3年11月28日	平成3年12月28日
平成4年	4840円	605円	平成4年12月1日	平成4年12月31日	4965円	621円	平成4年12月1日	平成4年12月31日
平成5年	5000円	625円	平成5年11月24日	平成5年12月31日	5125円	641円	平成5年11月24日	平成5年12月31日
平成6年	5135円	642円	平成6年11月24日	平成6年12月31日	5260円	658円	平成6年11月24日	平成6年12月31日
平成7年	5265円	659円	平成7年12月1日	平成7年12月31日	5390円	674円	平成7年12月1日	平成7年12月31日
平成8年	5400円	675円	平成8年11月14日	平成8年12月31日	5520円	690円	平成8年11月13日	平成8年12月31日
平成9年	5535円	692円	平成9年12月1日	平成9年12月31日	5655円	707円	平成9年11月21日	平成9年12月31日
平成10年	5640円	705円	平成10年11月26日	平成10年12月31日	5760円	720円	平成10年11月18日	平成10年12月31日
平成11年	5688円	711円	平成11年11月26日	平成11年12月31日	5811円	727円	平成11年11月24日	平成11年12月31日
平成12年	5735円	717円	平成12年11月27日	平成12年12月31日	5856円	732円	平成12年11月24日	平成12年12月31日
平成13年	5775円	722円	平成13年11月27日	平成13年12月31日	5856円	732円	-	-
平成14年	-	723円	平成14年11月28日	平成14年12月31日	5856円	732円	-	-
平成15年	-	723円	-	-	-	732円	平成15年11月11日	平成15年12月31日
平成16年	-	724円	平成16年11月18日	平成16年12月31日	-	732円	-	-
平成17年	-	726円	平成17年10月27日	平成17年12月31日	-	734円	平成17年10月27日	平成17年12月31日
平成18年	-	730円	平成18年11月22日	平成18年12月31日	-	736円	平成18年11月24日	平成18年12月31日
平成19年	-	739円	平成19年11月16日	平成19年12月31日	-	738円	平成19年11月26日	平成19年12月31日
平成20年	-	746円	平成20年12月17日	平成21年1月16日	-	742円	平成20年12月1日	平成20年12月31日
平成21年	-	747円	平成21年11月27日	平成21年12月31日	-	743円	平成21年11月27日	平成21年12月31日
平成22年	-	751円	平成22年11月25日	平成22年12月31日	-	746円	平成22年12月1日	平成22年12月31日
平成23年	-	753円	平成23年11月16日	平成23年12月31日	-	747円	平成23年11月22日	平成23年12月31日
平成24年	-	756円	平成24年11月28日	平成24年12月31日	-	747円	-	-
平成25年	-	763円	平成25年11月26日	平成25年12月31日	-	747円	-	-
平成26年	-	773円	平成26年11月18日	平成26年12月31日	-	747円	-	-
平成27年	-	786円	平成27年11月26日	平成27年12月31日	-	747円	-	-
平成28年	-	800円	平成28年11月17日	平成28年12月31日	-	781円	平成28年11月25日	平成28年12月31日

5 平成28年度地域別最低賃金改正状況

(単位:円)

都道府県名	事項別	前年度決定額	改定最賃額	引上額	効力発生年月日
北海道		764	786	22	平成28年10月1日
青森		695	716	21	平成28年10月20日
岩手		695	716	21	平成28年10月5日
宮城		726	748	22	平成28年10月5日
秋田		695	716	21	平成28年10月6日
山形		696	717	21	平成28年10月7日
福島		705	726	21	平成28年10月1日
茨城		747	771	24	平成28年10月1日
栃木		751	775	24	平成28年10月1日
群馬		737	759	22	平成28年10月6日
埼玉		820	845	25	平成28年10月1日
千葉		817	842	25	平成28年10月1日
東京都		907	932	25	平成28年10月1日
神奈川県		905	930	25	平成28年10月1日
新潟		731	753	22	平成28年10月1日
富山		746	770	24	平成28年10月1日
石川		735	757	22	平成28年10月1日
福井		732	754	22	平成28年10月1日
山梨		737	759	22	平成28年10月1日
長野		746	770	24	平成28年10月1日
岐阜		754	776	22	平成28年10月1日
静岡県		783	807	24	平成28年10月5日
愛知		820	845	25	平成28年10月1日
三重		771	795	24	平成28年10月1日
滋賀		764	788	24	平成28年10月6日
京都		807	831	24	平成28年10月2日
大阪		858	883	25	平成28年10月1日
兵庫		794	819	25	平成28年10月1日
奈良		740	762	22	平成28年10月6日
和歌山		731	753	22	平成28年10月1日
鳥取		693	715	22	平成28年10月12日
島根		696	718	22	平成28年10月1日
岡山		735	757	22	平成28年10月1日
広島		769	793	24	平成28年10月1日
山口		731	753	22	平成28年10月1日
徳島		695	716	21	平成28年10月1日
香川		719	742	23	平成28年10月1日
愛媛		696	717	21	平成28年10月1日
高知		693	715	22	平成28年10月16日
福岡		743	765	22	平成28年10月1日
佐賀		694	715	21	平成28年10月2日
長崎		694	715	21	平成28年10月6日
熊本		694	715	21	平成28年10月1日
大分		694	715	21	平成28年10月1日
宮崎		693	714	21	平成28年10月1日
鹿児島		694	715	21	平成28年10月1日
沖縄		693	714	21	平成28年10月1日
全国加重平均額		798	823		

6 長野県最低賃金額と一般賃金水準等との比較

項目 年	最低賃金 時間額	所定内 給与額 (月) (最賃の比率)	高卒 初任給		最賃 引上 率	所 定 昇 率 給 与	高卒初任給 上昇率		春闘 賃上 げ率 (全産業)
			男 子 (最賃の比率)	女 子 (最賃の比率)			男子	女子	
18	655 月額換算 した場合 (115,280)	266,871 (43.2)	157,700 (73.1)	154,800 (74.5)	0.77	4.73	0.45	-0.64	1.39
19	669 月額換算 した場合 (117,744)	248,210 (47.4)	160,700 (73.3)	158,300 (74.4)	2.14	-6.99	1.90	2.26	1.58
20	680 月額換算 した場合 (119,680)	250,114 (47.9)	157,800 (75.8)	156,900 (76.3)	1.64	0.77	-1.80	-0.88	1.58
21	681 月額換算 した場合 (119,856)	255,119 (47.0)	158,500 (75.6)	153,000 (78.3)	0.15	2.00	0.44	-2.49	1.58
22	693 月額換算 した場合 (121,968)	249,292 (48.9)	159,500 (76.5)	162,800 (74.9)	1.76	-2.28	0.63	6.41	1.10
23	694 月額換算 した場合 (122,144)	247,852 (49.3)	160,600 (76.1)	157,300 (77.7)	0.14	-0.58	0.69	-3.38	1.35
24	700 月額換算 した場合 (123,200)	250,455 (49.2)	160,600 (76.7)	155,000 (79.5)	0.86	1.05	0.00	-1.46	1.35
25	713 月額換算 した場合 (125,488)	266,000 (47.2)	154,000 (81.5)	148,800 (84.3)	1.86	6.21	-4.11	-4.00	1.43
26	728 月額換算 した場合 (128,128)	277,434 (46.2)	157,500 (81.4)	153,700 (83.4)	2.10	4.30	2.27	3.29	1.39
27	746 月額換算 した場合 (131,296)	252,663 (52.0)	162,400 (80.8)	156,000 (84.2)	2.47	-8.93	3.11	1.50	1.77
28	770 月額換算 した場合 (135,520)	252,958 (53.6)	164,400 (82.4)	159,000 (85.2)	3.22	0.12	1.23	1.92	1.50
	月額＝ 時間額× 8H×22日	毎勤統計 調査 (規模30人 以上6月分)	賃金構造基本 統計調査		対 前 年 比	対 前 年 比	対 前 年 比	対 前 年 比	長野県 雇用課 労働

[参考] 最低賃金制度の沿革

1 我が国の最低賃金制度

- (1) 第二次世界大戦が終わるやいなや、我が国では種々の労働保護法が一挙に制定実施され、最低賃金の規定は、労働基準法(昭和22年9月施行)の第28条ないし第31条に設けられたが、これは、我が国における最初の最低賃金法制であるといえる。
- (2) その後、本格的な最低賃金制度導入のため単独立法が各界から要望され、長い苦難の末、ようやく昭和34年4月に「最低賃金法」が公布され同年7月全施行されるに至り、現実の制度として我が国の経済社会に機能するようになった。
- (3) 昭和42年5月、中央最低賃金審議会は、ILO第26号条約に適合するよう、業者間協定による最低賃金を廃止して、労使が対等の立場で参与した最低賃金制度確立を求める答申を労働大臣に行った。この答申を受けた政府は、最低賃金法の一部改正を国会に提出し、可決された改正法は昭和43年9月から施行された。

労働省は、この画期的大改正及び昭和45年の中央最低賃金審議会の答申に基づき、最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金の普及拡大を計画し、都道府県労働基準局長に通達した。

これにより昭和50年度末までに決定された最低賃金は、全国で403件、適用労働者数3,284万9千人となり、また同時に全国に地域別最低賃金網が完成し、すべての労働者に最低賃金の適用を及ぼすこととなった。

- (4) 昭和52年12月に中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金の改正決定にあたり、全国の整合性を確保するため、同審議会による目安制度の導入の答申を行い、昭和53年度より現在に至るまで毎年、目安ないし公益委員見解として47都道府県を四つのランクに分けて、各々のランクごとに日額の引上げ額で示されている。
- (5) さらに、中央最低賃金審議会は「新しい産業別最低賃金」の進めかたについて、昭和56年、昭和57年及び昭和61年2月に答申をした。その答申の内容は次のとおりである。

① 従来の産業別最低賃金と新産業別最低賃金の主な違いは下表のとおりである。

	従来の産業別最低賃金	新産業別最低賃金
基本的性格	行政のイニシアチブにより設定	労使のイニシアチブにより設定
産業の範囲	大きくり (日本標準産業分類の大分類又は中分類)	小さくり (原則として小分類又は必要に応じ細分類)
対象労働者	当該産業の全労働者に適用	当該産業の基幹的業務に従事する労働者に適用

- ② 従来の産業別最低賃金については、速やかに整理を図るが、現在の賃金秩序に急激な変化を与えることを避けるとともに、新しい産業別最低賃金として設定される可能性のあるものについては、その転換を図る。
- (6) この答申に沿って、転換のための検討作業が進められたところ、平成元年において転換が終了し、新しい産業別最低賃金に生れ変わった。
- (7) 中央最低賃金審議会は平成10年12月10日付けをもって、同審議会産業別最低賃金全員協議会報告として、現在の産業別最低賃金のあり方について各地方最低賃金審議会に次のとおり要望

された。

① 産業別最低賃金のあり方

- イ 産業別最低賃金制度のあり方についての基本的な考え方は変更ないこと。
- ロ 産業別最低賃金の制度の運用について、現行の運用方針に基づいて一定の改善を図ること。

② 産業別最低賃金の審議に際し改善を図る事柄

- イ 審議にあたっての視点と審議参考資料を提示し、十分な審議を行うこと。
- ロ 必要に応じ、適用除外業務及び業種のくくり方について見直しを行うこと。

- (8) 中央最低賃金審議会から平成 12 年 3 月 24 日「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会の検討状況の中間的な取りまとめについて（全員協議会報告）」として、5 項目のうち次の 2 項目について中間報告が行われた。

① ランク振分け等ランク区分の見直しについて

② 経済状況等を踏まえた目安の決定のあり方等について

特に①について、長野県は昭和 53 年から新設された「目安制度」におけるランク区分は新設当時から 4 段階の「C」であったが、今回のランク振分け等の見直しにより、平成 12 年度から「B」ランクにアップする報告書が提出された。

- (9) 中央最低賃金審議会から平成 12 年 12 月 7 日「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」として 5 項目のうち次の 3 項目について報告が行われた。

① 表示単位期間について

② 表示方法について

③ 参考資料のあり方について

特に①について、従来の日額・時間額併用方式から時間額単独方式への移行を基本としつつ、十分な論議を行い条件整備を図り、具体的な検討事項を可能な限り早急に検討を始め、早急に結論が得られるよう努力すべきとの報告書が提出された。

- (10) 平成 13 年 4 月 20 日に中央最低賃金審議会第 1 回時間額表示問題全員協議会が開催され、以降時間額単独表示移行について、中央最低賃金審議会において審議された。

- (11) 地域別最低賃金の時間額単独表示問題について平成 14 年 4 月 2 日「中央最低賃金審議会」から最低賃金適用上の公平性・就業形態の多様化への対応・わかりやすさ・周知のしやすさ等観点から時間額のみが表示が望ましいとの報告があり平成 14 年度より移行することの報告が行われた。

- (12) 平成 16 年 12 月 15 日付け中央最低賃金審議会の目安制度のあり方に関する全員協議会報告があり、当面ランク区分及び表示方法は維持することとなったが、賃金上昇率の計算方法についてパートタイム労働者構成比の変化による影響を除去して賃金上昇率を計算することとなった。

- (13) 平成 17 年 4 月 8 日付け厚生労働省発基第 0408001 号をもって厚生労働大臣から労働政策審議会に対し、今後の最低賃金制度の在り方についての諮問がなされ、以後、活発な審議が行われた。

- (14) 平成 18 年 12 月 27 日付け第 19 回労働政策審議会労働条件分科会最低賃金部会において「最低賃金制度の見直しについて（報告案）」が了承され、労働政策審議会議長から答申が行われた。主な内容は次のとおり。
- ① 地域別最低賃金の決定基準に「地域における労働者の生計費について生活保護との整合性を考慮する必要がある」と明記された。
 - ② 産業別最低賃金について、最低賃金法の罰則が適用されないこと（民事効）とされた。
 - ③ 労働協約拡張方式（最低賃金法第 11 条）は廃止されることとされた。
 - ④ 派遣労働者に係る最低賃金は、派遣先の最低賃金を適用するとされた。
- (15) 平成 19 年 1 月 29 日付け第 20 回労働政策審議会労働条件分科会最低賃金部会において「最低賃金法の一部を改正する法律案要綱」についての労働政策審議会に対する諮問及び答申が行われた。
- (16) 最低賃金法の一部を改正する法律について、平成 19 年 3 月 13 日に第 166 回国会に提出され、審議を重ねた結果、第 168 回国会において一部修正の上同年 11 月 28 日に可決成立、同年 12 月 5 日公布された。施行日については、公布の日から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日とされた。
- (17) 平成 20 年 7 月 1 日、最低賃金法の一部を改正する法律が施行された。

2 長野県の最低賃金制度

- (1) 長野県における最低賃金は、昭和 33 年 12 月に「宮田光学機械器具製造業」が業者間協定第 1 号として締結され、昭和 34 年最低賃金法施行以降順調に普及した。

昭和 43 年 8 月現在の決定状況は、次のとおりであった。

決定方法	件数	適用使用者数	適用労働者数
業者間協定	23	4,177	76,270
労働協約	1	25	3,079
審議会調査審議	3	3,852	49,260
合計	27	8,054	128,609

- (2) 昭和 43 年最低賃金法の大改正により、業者間協定方式を廃止し、最低賃金審議会の調査審議による最低賃金を普及拡大することとなり、さらに昭和 46 年には「最低賃金の年次推進計画」により産業別最低賃金の普及拡大と平行して、新たに地域別最低賃金の設定が目標として示された。
- 長野県最低賃金（地域別最低賃金）は、昭和 47 年 7 月 15 日に新設公示され、同年 10 月 1 日に発効したが、当時の日額は 1,020 円であった。これ以降平成 14 年、平成 15 年を除いて毎年金額改定が行われている。
- (3) 昭和 43 年最低賃金法の大改正により、業者間協定方式を廃止し、最低賃金審議会の調査審議による最低賃金を普及拡大することとなり、さらに昭和 46 年には「最低賃金の年次推進計画」により産業別最低賃金の普及拡大と平行して、新たに地域別最低賃金の設定が目標として示された。

① 昭和 59 年には年齢に関する適用除外及び清掃・片付けの業務の適用除外を行い、昭和 61 年度には雇入れ後 6 ヶ月未満で技能習得中のものの適用除外を行い、昭和 63 年度には賃金水準が低い業種と特殊業務を適用除外とした。

② 新産業別最低賃金としては、次の 6 業種最低賃金について新設決定した。

- ・「電気機械器具、医療用計測器製造業最低賃金」（機械・金属製品製造業及び自動車整備業最低賃金から分離）

- ・「精密機械器具製造業最低賃金」（同上）

- ・「一般機械器具製造業最低賃金」（同上）

- ・「輸送用機械器具製造業最低賃金」（同上）

- ・「印刷、製版業最低賃金」（出版・印刷・同関連産業別最低賃金から分離）

- ・「各種商品小売業最低賃金」（卸売・小売業最低賃金から分離）

③ 従来の産業別最低賃金は、平成元年度より金額改定を凍結し、長野県最低賃金を下回った場合に廃止することとなった。

平成 2 年 9 月 30 日には「ねん糸・染色整理・その他の繊維工業」及び「卸売・小売業」の 2 業種最低賃金が廃止決定され、平成 3 年 9 月 30 日には、「食料品・飲料・飼料製造業」、「木材・木製品・家具・備品製造業」、「出版・印刷・同関連産業」及び「機械・金属製品製造業及び自動車整備業」の 4 業種最低賃金が廃止決定され、平成 4 年 9 月 30 日には、「窯業・土石製品製造業最低賃金」が廃止決定され、総てが整理された。

(4) 当県の機械系 4 業種の産業別最低賃金の運用については、平成 8 年 12 月 20 日第 34 期第 7 回長野地方最低賃金審議会において、労側委員から適用除外業務を、使側委員から適用業種のくくり方をそれぞれ見直すべきとの提案があった。

この提案を受けて、当審議会は関係事業場の实地視察、各種統計調査資料の分析検討を行い、平成 10 年 12 月 10 日付け中央最低賃金審議会産業別最低賃金全員協議会報告の考え方を踏まえて、3 年間にわたり慎重審議を重ねた結果、

① 一般機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業最低賃金については、平成 11 年 12 月 8 日第 37 期第 6 回長野地方最低賃金審議会において、両製造業最低賃金は平成 12 年度に廃止し、新たな適用業種のくくり、適用除外業務で「長野県一般機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金」を 12 年度に設定することが全会一致で採決された。（平成 12 年 11 月 27 日より「長野県一般機械器具、自動車・同付属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」を新設決定した。）

② なお、電気機械器具製造業、精密機械器具、医療用計測器製造業最低賃金については、さらに検討審議を継続することとなった。

(5) 当県の機械系産業別最低賃金の見直しのうち、平成 11 年 12 月 8 日付け長野地方最低賃金審議会会長報告を受け、「長野県一般機械器具製造業」「長野県輸送用機械器具製造業最低賃金」の廃止、「長野県一般機械器具、自動車・同付属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の新設にかかる意向表明、申出が提出され、合同専門部会において慎重審議を重ねた結果、平成 12

年10月2日長野地方最低賃金審議会長の答申を受け従来の2業種の廃止は平成12年11月26日、統合された新たな最低賃金は平成12年11月27日から発効することとなった。

なお、付記事項として報告された長野県電気機械器具製造業・長野県精密機械器具、医療用計測器製造業最低賃金の見直しについては、さらに検討審議を継続して行くことになった。

- (6) 「長野県電気機械器具製造業」と「長野県精密機械器具、医療用計測器製造業最低賃金」の見直しについては、平成13年度は、長野県精密機械器具、医療用計測器製造業最低賃金の金額改正は行わないこととなった。
- (7) 従来の地域別最低賃金は日額・時間額併用方式であったが、平成14年4月2日「中央最低賃金審議会」の報告を受け「長野地方最低賃金審議会」においても時間額単独方式移行について審議を行った結果、公労使委員が全会一致で合意し平成14年度より時間額単独表示にすることとなった。
- (8) 当県の電気、精密等産業別最低賃金の統合新設について、平成14年8月6日局長より諮問され、平成14年10月1日付け長野地方最低賃金審議会長の答申を受け、「長野県電気機械器具製造業」及び「長野県精密機械器具、医療用計測器製造業最低賃金」を廃止し、新たに適用業種のくくり及び適用除外業務を定め、「長野県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、精密機械器具製造業最低賃金」が新設され、平成14年11月27日から発効することとなった。

なお、産業別最低賃金の時間額単独表示については、改正の諮問がされなかった「印刷、製版業」を除き、産業別最低賃金についても審議の結果、時間額単独方式移行となった。
- (9) 産業別最低賃金の時間額単独表示については、「長野県印刷、製版業最低賃金」における審議の結果、時間額単独表示で平成15年12月31日から発効することとなり、すべての産業別最低賃金について時間額単独表示移行となった。
- (10) 長野県医労連から平成18年11月30日付けで「長野県病院最低賃金」の新設に関する申出がなされ、平成18年12月18日付けで局長から長野地方最低賃金審議会あて必要性について諮問した。
- (11) 「長野県病院最低賃金」の新設について、4回の全員協議会を経て、平成19年3月19日第6回長野地方最低賃金審議会総会において、「決定の必要がない」との答申がなされた。
- (12) 平成20年7月1日施行の改正最低賃金法のもとで行われた最低賃金審議会において、生活保護に係る施策との整合性に配慮し、審議が行われた。
- (13) 平成20年4月1日から日本標準産業分類（第12回）が改訂されたことにより、長野県産業別最低賃金（特定最低賃金）の件名及び適用使用者の表示変更が行われた。

第3 長野県における家内労働の概況

1 最低工賃の概況

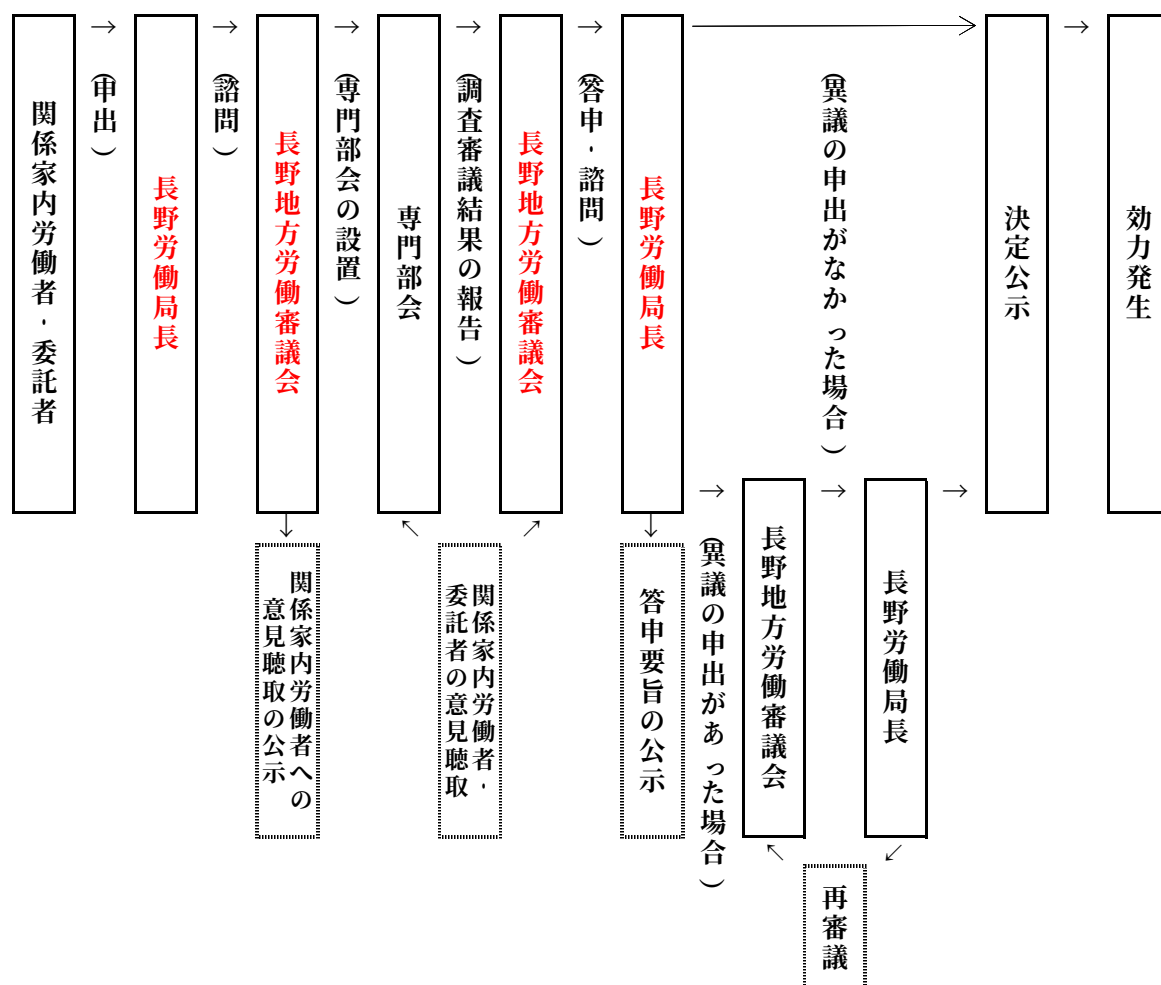
最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が地方労働審議会（最低工賃専門部会）の意見を尊重して決定することになっている。

その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、当該家内労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単価ごとに決定することとなっている。

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、必要があると認めるときは地方労働審議会に調査審議を求め、その意見を聞いて、最低工賃を決定することができる。

また、家内労働者又は委託者を代表する者は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、その家内労働者又は委託者に適用される最低工賃の決定や、現に適用されている最低工賃の改正又は廃止の決定をするよう申し出ることができる。

《最低工賃決定の手順》



最低工賃が決まれば、委託者は決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない、仮に委託者が最低工賃に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取り決めは無効であり、やはり最低工賃額以上の工賃を支払わなければならないこととされている。

最低工賃の新設・改正又は廃止については、厚生労働省において最低工賃新設・改正3カ年計画を策定し計画的な推進を図っている。平成28年度から平成30年度は、第12次最低工賃新設・改正3カ年計画に基づき最低工賃の改正等の検討を行うこととしている。

現在、長野県においては次の2業種が設定されている。

- 電気機械器具製造業（昭和48年設定）
- 外衣・シャツ製造業（昭和49年設定）

直近の改正は、平成19年9月28日。

直近の改正は、平成14年3月31日。

2 長野県最低工賃決定状況

長野県内で下記の業務に従事する家内労働者及び委託者に適用されます。

長野県電気機械器具 製造業最低工賃

[発効年月日]
平成19年9月28日

工賃決定状況	諸問年月日	答 申	決定公示	効力発生	委託者数	家内労働者数
	新 S48.2.17	S49.6.7	S49.7.15	S49.8.1	558	8864
	改 S52.5.12	S52.11.9	S52.12.1	S52.12.31	139	6258
	改 S56.12.22	S57.7.24	S57.8.24	S57.9.23	166	5254
	改 S60.10.7	S61.2.25	S61.3.20	S61.4.21	167	4073
	改 S63.5.9	S63.12.12	S64.1.5	H1.2.4	186	3232
	改 H2.12.19	H3.3.12	H3.4.9	H3.5.9	185	3203
	改 H4.12.16	H5.3.12	H5.4.9	H5.5.9	147	2715
	改 H6.8.23	H7.3.2	H7.4.13	H7.5.13	135	2006
	改 H8.8.7	H9.2.28	H9.3.28	H9.4.28	126	1303
	改 H10.8.25	H11.2.26	H11.3.26	H11.4.25	209	2558
	改 H12.10.2	H13.2.23	H13.3.23	H13.4.22	143	2221
	改 H16.2.9	H16.3.1	H16.3.29	H16.4.28	152	1606
	改 H19.2.23	H19.7.27	H19.8.29	H19.9.28	126	1470

工賃額		品 目	工 程	規 格
1個につき	38銭	電解 コンデンサー	外観選別	バラ状のもので、かつ直径が25mm以上で選別項目が5～6項目のもの
1個につき	1円61銭	コイル	からげ (手作業で行うものに限る)	線径が0.05mm以上0.2mm以下のもので2回以上からげるもの
1個につき	63銭	プリント基板	差し (手作業で行うものに限る)	リード線が2本のもので、かつフォーミング加工されていないもの
1ピンにつき	46銭	自動車用 ワイヤーハーネス	コネクター差し (電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むこと)	長さが50cmを超え2m以下の電線について行うもの
1本につき	59銭		チューブ通し (電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れること)	長さが50cmを超え1m以下のチューブについて行うもの

長野県外衣・シャツ 製造業最低工賃

[発効年月日]
平成14年3月31日

工賃決定状況	諸問年月日	答 申	決定公示	効力発生	委託者数	家内労働者数
	新 H49.10.8	S50.3.15	S50.4.1	S50.5.21	120	2,830
	改 H53.8.24	S54.2.28	S54.4.9	S54.5.9	100	1,130
	改 H58.5.10	S58.8.4	S58.8.30	S58.9.29	119	2,085
	改 H61.5.10	S61.10.4	S61.11.1	S61.12.1	167	2,793
	改 H1.5.10	H1.10.31	H1.11.27	H1.12.27	167	2,204
	改 H3.5.10	H3.10.4	H3.11.1	H3.12.1	146	1,889
	改 H5.5.10	H5.9.29	H5.10.27	H5.11.26	144	1,857
	改 H7.5.10	H7.9.28	H7.10.26	H7.11.27	176	2,360
	改 H9.5.9	H9.9.25	H9.10.23	H9.11.22	181	1,974
	改 H11.5.10	H11.10.1	H11.10.29	H11.11.28	59	508
	改 H13.12.4	H14.1.31	H14.2.28	H14.3.31	76	235

工賃額		品 目		工 程	規 格
1枚につき	21円	作業服	上 衣	糸くず取り	
1本につき	20円		ズボン		
1枚につき	15円	ワイシャツ		糸くず取り(自動糸切機のもの)	
1枚につき (60cm×2ヶ所)	170円	男子 既製服	背広 上衣	そで付け裏まつり	針目が3cmの間に9針以上のもの
1枚につき (30cm×2ヶ所)	51円			前裏すそまつり	針目が3cmの間に5針以上のもの
1枚につき	33円	ま と め の 業 務 婦 人 既 製 洋 服		そで口裏まつり	針目が3cmの間に7針以上のもの
20cmにつき	22円			すそまつり	
1枚につき	50円			見返し星入れ	
1か所につき	14円			千鳥がけ	針目が3cmの間に4針以上のもの
1枚につき (2か所)	58円			パット付け	
1か所につき	13円			糸ループ付け	糸ループの長さが3cm以上のもの
1組につき	28円			かぎホック付け	
1組につき	26円			スナップ付け	
1個につき	13円			ボタン付け	18mm以下のものであり糸足つき で根巻きが3回以上のもの
1枚につき	24円		ワンピース 又は上衣 スカート 又はスボン	糸くず取り	しつけ糸の無いものに限る
1枚につき	19円				

3 最低工賃設定工程の解説

(1) 長野県電気機械器具製造業最低工賃

① 電解コンデンサー（バラ状のもの）

誘導体と電極の組合わせによって電荷を蓄える装置（蓄電器）のことで、電解コンデンサーは、アルミ・タンタル等の箔に酸化皮膜を形成させたものを陽極とし、陰極に電解質を用いたもので、比較的大きな静電容量が得られる。

◎ 外観選別 [バラ状のもので且つ直径25mm以上で選別項目が5～6項目のもの]

外装チューブ（なつ印済み）を被せ、熱処理固定されたコンデンサーの状態を検査し、良品及び不良品の選別を行なう作業で「外観検査」ともいう。検査内容は、変形・なつ印状態（ずれ・消え）等について目視により行なう。

最低工賃設定工程では、手作業で行うものに限られている。

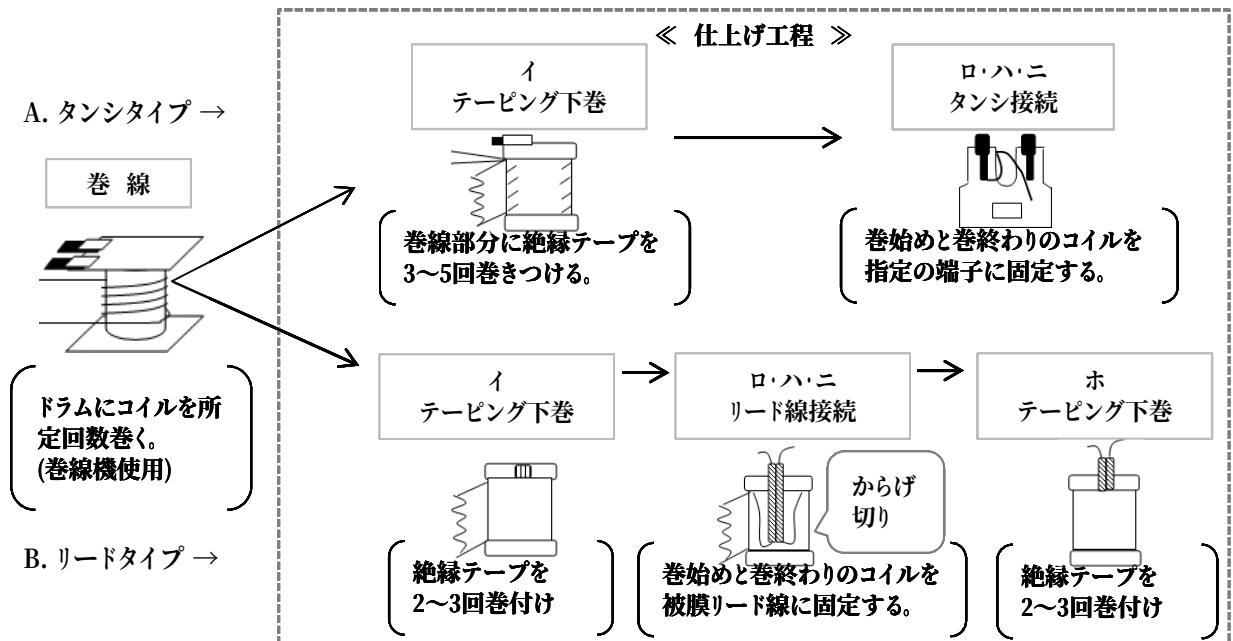


② コイル（リレーコイルは除く）

◎ からげ [線径0.05mm以上0.2mm以下のもので2回以上からげるもの]

仕上げ工程（巻線が終わったあとの、テープ巻き・からげ・切り・ハンダ付け作業をいう）における、巻き始めと巻き終わりのコイル線を、リード線又は端子にからげる作業をいう。

最低工賃設定工程では、手作業で行うものに限られている。



③ プリント基板

プラスチック又は合成樹脂で作られた板状のもので、取り付け部品に応じて穿孔されている。

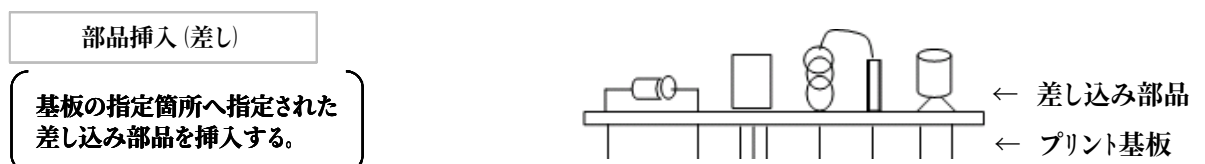
また、片面には配線（通電）回路が印刷されている。

◎ 差し [リード線が2本のもので且つフォーミング加工されていないもの]

プリント基板の指定個所の穿孔部へ部品を差し込む作業をいう。

差し込み部品としては、コンデンサー・抵抗器・IC・ダイオード等でリード線が2本のものである。

最低工賃設定工程では、手作業で行うものに限られている。

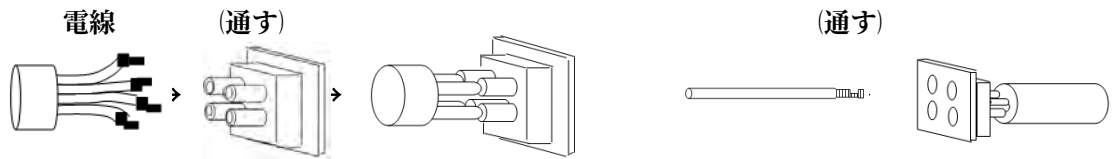


④ 自動車用ワイヤーハーネス

自動車に装着される電気配線装置（束線）のことをいう。

◎ コネクター差し [長さが50cmを超え2m以下の電線について行なうもの]

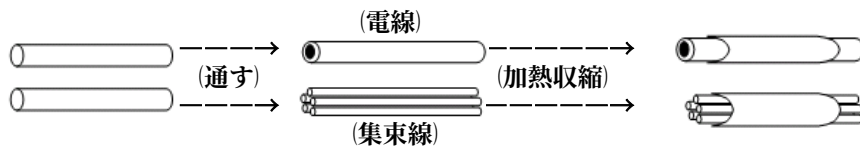
数本の電線を接続及び分岐配線するプラスチック製器具（コネクター）の所定の穴に、電線の端末に取り付けられた端子部品を差し込み固定することをいう。



◎ チューブ通し [長さが50cmを超え1m以下のチューブについて行なうもの]

電線の被膜を保護する為、ビニール製の丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。

なお、集束線（複数の電線）に通し過熱収縮を行う場合もあり、結束の用もなす。



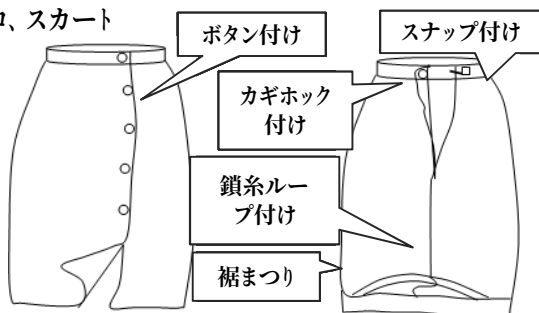
(2) 長野県外衣・シャツ製造業最低工賃

① 男子既製服上衣のまとめ作業

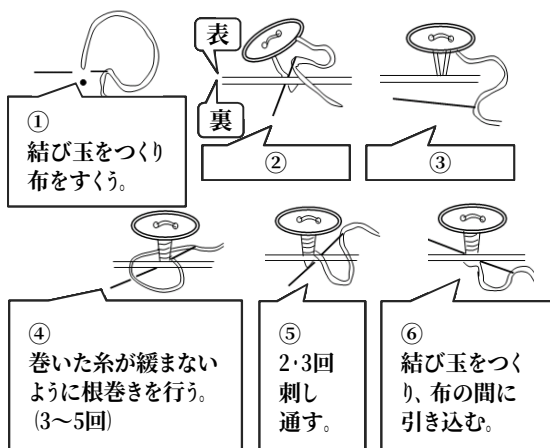
[裏面]



ロ、スカート

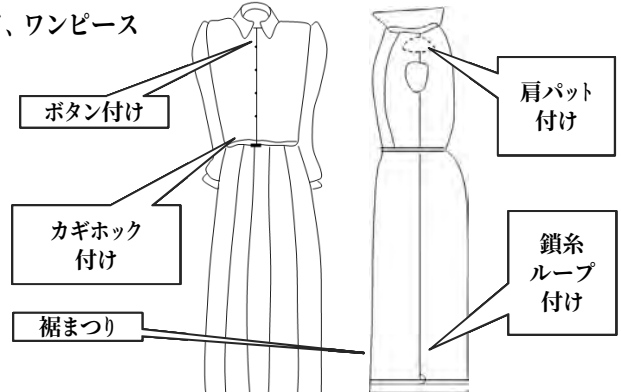


▼ ボタン付け

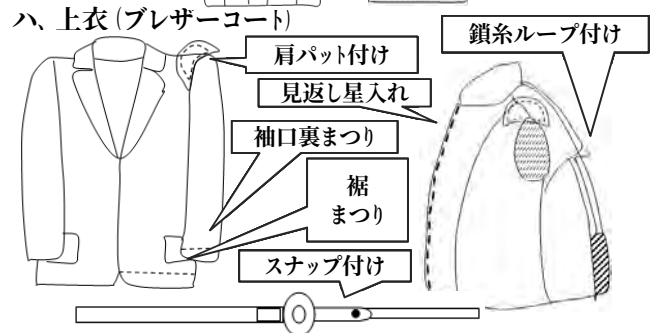


② 婦人既製洋服まとめ作業

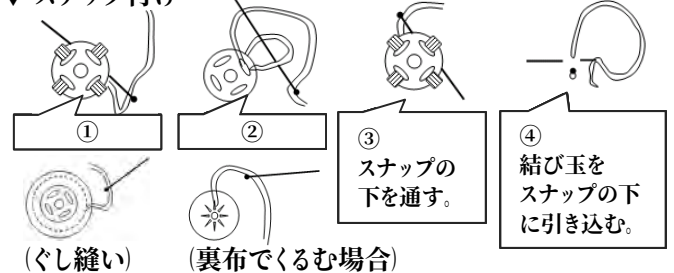
イ、ワンピース



ハ、上衣（ブレザーコート）



▼ スナップ付け



▼ 糸くず取り

縫製後の糸端及び布地に付着した糸切れ等を取り除く作業をいう。（糸くずの状態により、小はさみ・ピンセット等を使用する。）

4 家内労働法のあらまし

家内労働法は、家内労働者の労働条件の向上とその生活の安定を図ることを目的として、家内労働者の労働条件の向上を図る上で、もっとも基本的かつ緊急なことがらについて定めており、主として、家内労働者に仕事を委託する委託者にいろいろな義務を課している。

この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は、最低のものを決めたものであるから、委託者も家内労働者も、この基準より労働条件を低下させてはならないことは勿論、これよりもさらに向上させるよう努めなければならない。

(1) 家内労働者 (家内労働法 (以下、法という) 第2条②)

次の五つの要件をすべて備えた者をいう。

- ① 製造・加工業者や販売業者 (問屋など) 又はこれらの請負業者から委託を受けること。
- ② 物品の提供を受け、その物品を部品、附属品又は原材料とする物品の製造、加工等に従事すること。
- ③ 委託業者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。
- ④ 主として、労働の対償を得るために働くものであること。
- ⑤ 自己ひとりで、又は同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

(2) 委託者 (法第2条③)

次の四つの要件をすべて備えたものをいう。

- ① 製造・加工業者や販売業者 (問屋など) 又はこれらの請負業者であること。
- ② その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
- ③ 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品や附属品又は原材料とする物品の製造、加工等を頼むこと。
- ④ 家内労働者に直接仕事を委託すること。

(3) 家内労働手帳 (法第3条)

委託者は、家内労働者に仕事を頼むときには、原材料などの物品を支給するときまでに、家内労働者氏名、委託者の氏名、営業所の名称・所在地、工賃の支払方法、その他の委託条件等を記入した家内労働手帳を交付し、委託の都度、委託業務の内容、工賃単価、工賃の支払期日、納品の期日等を、物品の受領の都度、受領年月日、受領した物品の数量を、また工賃支払いの都度、支払年月日、支払工賃額を記入しなければならない。

家内労働手帳は様式が定められているが、必要な事項を具備していれば、定められた様式以外のもの (例えば伝票様式) でも差し支えない。

(4) 工賃の支払 (法第6条)

- ① 工賃は、原則として、通貨で、その全額を支払わなければならない。

しかし、委託者の営業所と家内労働者の作業場所とが遠く離れている場合などには、家内労働者の同意があれば、[a]郵便為替での支払、[b]銀行など金融機関に対する預金や貯金口座への振込みによる支払いでもよいことになっている。

- ② 工賃は、原則として、納品された日から1か月以内に支払われなければならない。

ただし、毎月一定の日を工賃締切日としている場合には、その工賃締切日までに受け取った物品の工賃を、その締切日から1か月以内に支払われなければならない。

(5) 最低工賃 (法第8条、14条)

最低工賃とは、ある物品についてその一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものである。

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するため必要があると認めるときは、審議会の意見をきいて、家内労働者と委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

最低工賃が決まれば、委託者は、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。また、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取り決めは無効であり、やはり最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(6) 安全衛生のための措置 (法第17条)

- ① 委託者が家内労働者に一定の機械器具又は原材料を譲り渡したり、提供したりする場合にはこれらによる危害を防止するために、委託者は、次のような措置を講じなければならない。

イ プレス機械などについては、安全装置を取り付けること。

ロ 安全装置等について定められた規格を具備していることを確認すること。

ハ モーター、バフ盤などについては、覆いを取り付けること。

ニ 危害防止のための「作業心得」等の書面を交付すること。

ホ 有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を譲渡、提供する場合には、それらが漏れたり発散したりする恐れのない容器を使用すること。また、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を書くこと。

- ② 以上のほか、家内労働者の危害防止のため、委託者が心掛けなければならないこととして、

イ 18歳未満の者や女子が、手押しかな盤の取扱いの業務、鉛の蒸気又は粉じんを発生する場所における業務等、一定の危険又は有害な業務に従事しなければならないような委託をしないこと。

ロ 家内労働者が、危害防止のために安全装置やその他の設備を設置するとき、又は健康診断を受けるときには、それに必要な援助を行なうよう努めること。

- ③ また、家内労働者も危害を防止するため、守らなければならないこととして、

イ 一定の危険又は有害な業務に従事する場合には、必要な保護具を使用すること。

ロ 発火性の物品等、危険物を取扱う場合には、定められた取扱い上の注意事項を守ること。

ハ 委託者から危害防止のための「作業心得」等の書面を交付されたときは、作業場の見やすい場所に掲示しておくこと。

ニ 家内労働者が自分で調達した有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を使用する時は、前記①の委託者が講じなければならない措置で掲げたホの措置を講ずること。

- ④ 以上のほか、危害防止のため、家内労働者が心掛けなければならないこととして、

イ 家内労働者が一定の機械器具を自分で調達する時は、前記①の委託者が講じなければならない措置で掲げたイ、ロ、ハ、の措置を講じるよう努めること。

ロ 屋内作業場において、有機溶剤、鉛等を取扱う業務及び研磨材を使用して動力により研磨する業務に従事する場合には、局所排気装置等を設置するよう努めること。

- ⑤ 委託者や家内労働者がこのような措置をとらない場合には、都道府県労働局長や労働基準監督署長は、危険を防止するために、委託者又は家内労働者に対して、委託や受託を禁止したり、機械・原材料などの使用の停止を命じたりすることができる。

(7) 届 出 (法第26条)

① 委託状況届

委託者は、家内労働法でいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託業務の内容や家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出しなければならない。

委託者は、委託した業務のため家内労働者がけがをしたり病気になったりして、4日以上仕事を休んだ場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を遅滞なく労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出しなければならない。

(8) 申 告 (法第32条)

家内労働者や補助者(家内労働者と同居している親族で、家内労働者の仕事を手伝っているものをいう)は、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実が委託者にある場合には、都道府県労働局長又は労働基準監督署長に申告することが出来る。

(9) 罰 則 (法第33条～第36条)

前記(3)～(7)のほか、努力義務になっているもの以外は、それに違反すれば全て罰則の適用がある。また、委託者の代理人、使用人、その他の従事者が違反行為をしたときは、本人が罰せられるだけでなく、委託者にも懲役刑又は罰金刑が科せられる。

5 家内労働の概況

委託状況届・家内労働監督結果・家内労働安全衛生指導結果等から取りまとめた家内労働概況調査結果に基づく平成28年10月1日現在の委託者数及び家内労働者数は次のとおりである。

第1表 委託者数、家内労働者数（平成28年10月1日現在）

日本標準産業分類番号 (中分類)		委託者数	家内労働者数		
			家内労働者	補助者	計
E 9 食料品製造業	E10 飲料・たばこ・飼料製造業	5	22	0	22
E11 繊維工業		16	181	0	181
E12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	E13 家具・装備品製造業	1	5	1	6
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業		9	656	2	658
E15 印刷・同関連産業		11	234	1	235
G41 映像・音声・文字情報制作業	うちワープロ作業	6	55	1	56
E19 ゴム製品製造業		4	119	0	119
E20 なめし皮・同製品・毛皮製造業		3	55	0	55
E21 窯業・土石製品製造業		4	14	0	14
E24 金属製品製造業		11	100	2	102
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		22	216	2	218
E29 電気機械器具製造業		24	158	1	159
E30 情報通信機械器具製造業		6	74	1	75
E16 化学工業	E22 鉄鋼業	72	904	28	932
E23 非鉄金属製造業	E25 はん用機械器具製造業				
E26 生産用機械器具製造業	E27 業務用機械器具製造業				
E31 輸送用機械器具製造業					
E18 プラスチック製品製造業	E32 その他の製造業	17	710	18	728
計		205	3,448	56	3504

第2表 委託者数及び家内労働者数の年別推移
（平成28年10月1日現在）

区分 年	委託者数 (人)	対委託者 前年比 (%)	家内労働者数 (人) [上欄] 補助者数 (人) [下欄]			家内労働者 対補助者 前年比 (%)
			計	男	女	
10	604	-6.21	11,750 592	661 71	11,089 521	1.58
11	623	3.15	10,082 363	560 50	9,522 313	-15.37
12	508	-18.46	9,358 194	680 39	8,678 155	-8.55
13	481	-5.31	8,568 142	565 47	8,003 95	-8.81
14	472	-1.87	7,738 173	552 42	7,186 131	-9.17
15	409	-13.35	6,761 85	537 35	6,224 50	-13.46
16	328	-19.80	5,229 89	475 23	4,754 66	-22.32
17	356	8.54	5,637 70	513 21	5,124 49	7.31
18	391	9.83	5,326 68	526 24	4,800 44	-5.48
19	353	-9.72	5,292 140	474 38	4,818 102	0.70
20	455	28.90	6,324 140	593 38	5,731 102	19.00
21	395	-13.19	4,928 103	439 17	4,489 86	-22.17
22	314	-20.51	4,208 76	357 21	3,851 55	-14.85
23	326	3.82	4,099 50	390 11	3,709 39	-3.15
24	324	-0.61	3,796 37	355 9	3,441 28	-7.62
25	232	-28.40	2,912 35	278 8	2,634 27	-23.12
26	230	-0.86	3,459 60	310 19	3,149 41	19.41
27	230	0.00	3,586 60	351 24	3,235 36	3.61
28	205	-10.87	3,448 56	354 29	3,094 27	-3.89

第3表 委託者及び家内労働者の労働基準監督署別概要
（平成28年10月1日現在）

労働基準 監督署	計	長野	松本	岡谷	上田	飯田	中野	小諸	伊那	大町
産業 分類番号										
総計(委)	205	30	31	35	23	24	16	12	22	12
総計(家)	3448	361	346	502	471	770	444	97	321	136
E9,10	5	3	0	0	0	1	1	0	0	0
	22	16	0	0	0	2	4	0	0	0
E11	16	6	3	1	0	4	0	1	1	0
	181	73	51	2	0	32	0	22	1	0
E12,13	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0
E14	9	1	0	0	1	7	0	0	0	0
	656	1	0	0	40	615	0	0	0	0
E15,G41	11	8	1	1	0	0	1	0	0	0
	234	180	16	10	0	0	28	0	0	0
E19	4	0	0	2	0	0	1	0	0	1
	119	0	0	67	0	0	21	0	0	31
E20	3	0	0	0	1	1	0	0	0	1
	55	0	0	0	13	25	0	0	0	17
E21	4	1	1	0	0	0	0	0	0	2
	14	6	1	0	0	0	0	0	0	7
E24	11	0	2	6	0	0	0	0	3	0
	100	0	7	55	0	0	0	0	38	0
E28	22	2	1	4	2	4	3	3	3	0
	216	5	3	54	21	27	81	16	9	0
E29	24	3	10	2	4	1	0	1	2	1
	158	18	64	7	47	6	0	7	2	7
E30	6	0	0	1	0	0	1	2	0	2
	74	0	0	1	0	0	2	16	0	55
E16,22,23,25, 26,27,31	72	4	11	16	9	6	3	5	13	5
	904	26	106	286	89	63	8	36	271	19
E18,32	17	2	2	2	5	0	6	0	0	0
	710	36	98	20	256	0	300	0	0	0

(注) 各欄の上段数字は委託者数、下段数字は家内労働者数を示す。

資料：平成28年度家内労働概況調査

6 家内労働者等の労災保険特別加入制度

業務上の負傷や疾病の発生するおそれのある、危険・有害業務に従事する家内労働者及び補助者を対象として、任意申請により、一般の労働者に準じた保険給付を受けることが出来る制度である。

(1) 加入対象

特別加入できるのは、年間を通じ常態として、次の作業に従事する家内労働者及び補助者である。

- ◎ プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業
- ◎ 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研磨又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの
- ◎ 有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの
- ◎ 粉じん作業又は鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵の具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該釉薬若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの
- ◎ 動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業
- ◎ 木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの

(2) 特別加入時健康診断

- ① 家内労働者及びその補助者（以下「家内労働者等」という）で特別加入を希望し、次の表に掲げる業務を行う予定者であって、かつ、特別加入前に通算してそれぞれの業務に応ずる従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合は、特別加入時健康診断（以下「加入時健診」という）を受ける必要がある。

ただし、特殊健康診断（検査項目、内容等が加入時健診と同様であり、かつ、加入申請前6か月以内のもの）を受けた家内労働者等については、加入時健診を受けたものと同様に取り扱われる。

- ② この健診の結果、有害物による中毒に罹患している者等で療養に専念しなければならないと認められる場合又は当該業務からの転換が必要と認められる場合には、特別加入は出来ない。

	特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間 (通算期間)
1	粉じん作業を行う業務	3年以上
2	振動工具使用の業務	1年以上
3	鉛業務	6か月以上
4	有機溶剤業務	6か月以上

(3) 加入手続

特別加入をしようとする家内労働者の団体（団体がない場合には団体を作る必要がある）は「特別加入申請書」を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、その承認を受けることとされている。

(4) 給付基礎日額

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるものであって、労働者の場合には賃金をもとに算出される。しかし、特別加入者の場合には賃金というものがないので、これらの者の給付基礎日額は特別加入者の希望に基づき、都道府県労働局長が承認した額とされている。

家内労働者等の特別加入者の給付基礎日額の範囲は次のとおりである。

2,000円、2,500円、3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、 10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円、24,000円、25,000円

なお、給付基礎日額として希望する額については、特別加入者の所得水準等に見合った適正な額とすることとされている。

(5) 保険料

保険料は特別加入者各人の給付基礎日額（上記欄内で特別加入者予定の希望する額）に応じて、定められている「保険料算定基礎額」に、次の表の中で特別加入者各人の従事するそれぞれの作業に該当する保険料率を乗じた額が年間保険料となる。

プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業	1,000分の16
研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研磨又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの	1,000分の16
有機溶剤等を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂の漆器の製造又は加工に係るもの	1,000分の7
粉じん作業又は鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該釉薬若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの	1,000分の17
動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業	1,000分の4
木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器製造又は加工に係るもの	1,000分の18

（例：特別加入希望者（52歳 男性）の場合）

- 作業内容 自宅で小型プレス機を用いて、精密部品の型打ち抜きを行っている。
- 特別加入団体 △△△家内労働者団体に加入した。
- 特別加入保険料 給付基礎日額は4,000円を希望。

$$4,000円 \times 365 \times 1,000分の16 = \underline{23,360円} \leftarrow \text{特別加入保険料（年額）}$$

※ 保険料は加入団体が納付することとなる。また、団体の年間保険料総額が20万円を超えている時は、分割納入が出来る。

7 家内労働法の周知

長野労働局では、次の事項について周知を図っている。

- ① 家内労働手帳（基本委託条件の通知、注文・受入伝票）の普及。

※ 平成17年4月1日から家内労働手帳の記入・交付・保存については従前どおりの書面の他、電磁的記録による方法が可能とされた。

- ② 最低工賃支払の確保。
- ③ 最低工賃額の履行遵守。
- ④ 法定の届出（「委託状況届」、「家内労働死傷病届」）の励行。
- ⑤ 家内労働者の安全衛生の確保。
- ⑥ インチキ内職の未然防止。

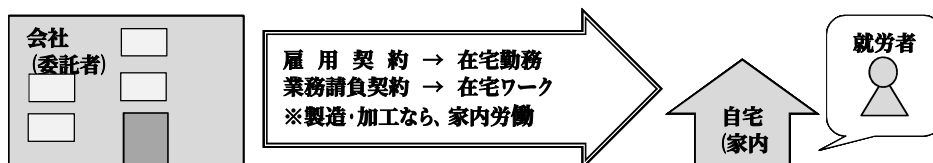
家内労働法の趣旨・内容については、家内労働という形態の独自性から広く浸透しにくい状況にあるため、これら周知事項について関係行政機関及び団体等へ同法の周知依頼を行うとともに、家内労働法等に精通した「家内労働安全衛生指導員」を県内に2名配置し、委託者や家内労働者に対する指導・相談を実施しているほか、各労働基準監督署及び公共職業安定所に家内労働法周知用パンフレットを配置するとともに、長野労働局ホームページに周知広報記事を掲載して、広く啓発に努めている。

特に、インチキ内職の未然防止については、その被害報告が数多く挙げられていることから、関係機関等を通じて、積極的な周知広報を行なっている。

近年、就業形態の多様化が急速に進み、個人が自宅に居ながらにして起業・独立して仕事をするという新しい働き方が広がってきていることから、それぞれの就業形態に応じた呼称とともに法制度やガイドラインが示されてきている。

いわゆる「在宅ワーク」とは、情報通信機器を活用しての仕事を自宅等で行うものであるが、文書入力業務に係る業務については家内労働と重複する部分があり、混同されやすいので注意が必要である。（文字入力を原稿に沿って行い、外部記録媒体（CD-R/CD-RW等）に保存する作業は「家内労働」になる。）

契約方式別の就業形態を図式にすると次のようになる。（※ここでは、情報通信機器を活用する場合を例とした。）



[参考] 作業の心得

VDT作業の心得

VDT作業を行う場合には、次のことを心がけましょう。

- 1 作業時間が連続して1時間を超えないようにし、次の作業までの間に10～15分の作業休止時間を設けましょう。
- 2 作業休止時には、リラックスして遠くの景色を眺めたり、身体各部を適度に動かすなどの運動を行いましょう。
- 3 連続して作業している間でも、1～2分の小休止を1、2回とるようにしましょう。
- 4 作業開始または1日の作業中の適当な時間帯に、ディスプレイ画面、キーボード、椅子、机又は作業台等の調節を行いましょう。

(正しい姿勢等は、右図を参考にしてください。)



鉛作業の心得

鉛が人体に吸収されると中毒にかかることがあります。中毒にかかると、初めは食欲がない、疲れやすい、顔色が蒼くなるほか便秘、貧血などの症状が現れ、これが進むと腹痛、関節痛、四肢の伸縮みひ等が起こります。このような中毒を予防するために次のことに気をつけましょう。

- 1 局所排気装置等を設置するか、国家検定を受けた防じんマスクを使用すること。
- 2 屋内作業場で喫煙又は飲食しないこと。
- 3 毎日1回以上、屋内作業場を電気掃除機を用いて又は水洗によって清掃すること。
- 4 作業終了後、硝酸水溶液等の手洗い用溶液や爪のブラシを用いて手を洗い、うがいをする。
- 5 粉状の鉛等がこぼれた場合には、速やかに電気掃除機を用いて又は水洗により清掃すること。
- 6 必要な健康診断を受けること。

粉じん作業の心得

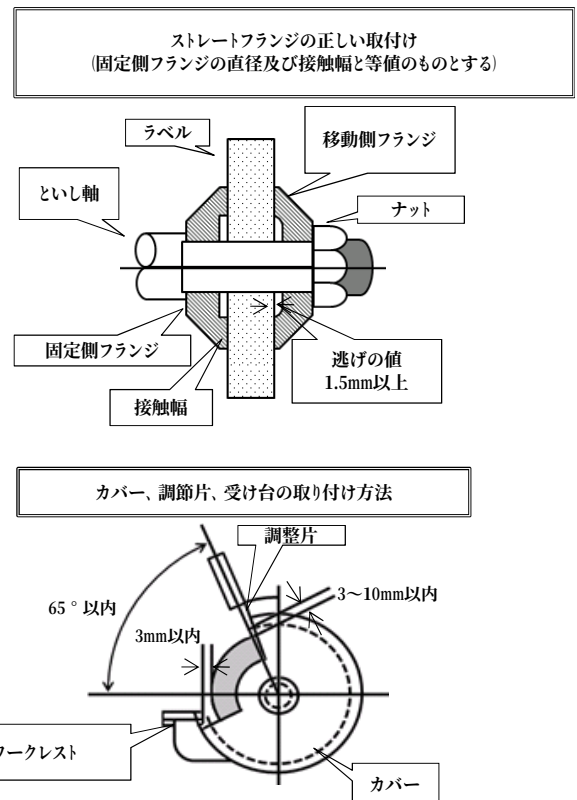
長い期間粉じん作業に従事していると、粉じんが肺に入り、じん肺になることがあります。じん肺になると、息切れがする、動悸がする、咳やたんがでる、胸が痛くなる等の症状が現れます。また、肺結核等の合併症状にもかかりやすくなります。このようなじん肺を予防するために次のことに気をつけましょう。

- 1 局所排気装置等を設置すること。
- 2 必要に応じて国家検定を受けた防じんマスクを使用すること。
- 3 定期的に、できるだけ頻繁に作業場を電気掃除機を使って清掃すること。
- 4 水をまく等して、粉じんの発生を抑えること。
- 5 粉じんが飛び散る場合には、ビニールカーテン等適当な間仕切りをすること。
- 6 風上で作業を行うこと。
- 7 定期的にじん肺健康診断を受けること。

研磨作業の心得

- 1 研削といしは、決められた最高使用周速度を超えて使用しないこと。
- 2 その日の作業を開始する前には、1分間以上試運転をすること。
- 3 研削といしを取り替えた場合には、3分間以上試運転をすること。
- 4 側面を使用することを目的とする研削といし以外は、研削といしの側面を使用しないこと。
- 5 研削といしには、堅固なカバーを取り付けること。
- 6 ストレートフランジの直径は研削といしの直径の3分の1以上とし、左右同型のものを正しく取り付けること。
- 7 研削といしとカバー又はカバーの調整片及び付け台との間隔は、それぞれ10mm、3mm以内に保つようにすること。
- 8 研削といしの開口角 65° 以内とすること。
- 9 作業中はなるべく研削といしの回転方向から身体をずらすこと。
- 10 研削といしは、転がしたり落としたりぶつけないこと。
- 11 局所排気装置を設置し、粉じんの発散を防止すること。

ただし、局所排気装置の設置が困難な場合には、作業中は、国家検定を受けた防じんマスクを使用すること。



有機溶剤作業の心得

有機溶剤 (名称) は、蒸発しやすく人体に有害で、中毒にかかると頭痛、倦怠感、眩暈等の症状が現れます。また、大量に吸入すると意識を失って倒れるおそれがあるとともに、引火しやすいので火気などが近くにあると火災をおこすおそれがあります。有機溶剤中毒を予防及び引火による火災を予防するために次のことを守りましょう。

- 1 局所排気管等を設置するか、国家検定を受けた有機ガス用防毒マスクを使用すること。
- 2 使用していない有機溶剤等を入れた容器には蓋をすること。
- 3 風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。
- 4 有機溶剤等が皮膚に触れないようにすること。
- 5 製品の乾燥や保管は、居間、食堂等の生活空間では絶対に行わないこと。
- 6 大量の有機溶剤を注入して急性の中毒が発生した場合の応急処置
 - イ 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに医師に連絡すること。
 - ロ 中毒にかかった者の頭を低くして横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で毛布等を掛け身体の保温を図ること。
 - ハ 中毒にかかった者が意識を失っている場合には、口中の異物を取り除き、消防機関への通報を行うこと。
 - ニ 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向けにして心肺蘇生を行うこと。
- 8 必要な健康診断を受けること。
- 9 有機溶剤等を使用している近くで、ストーブ等火気又は引火のもとになる恐れのあるものを使用しないこと。
- 10 有機溶剤等を置く場所を整理し、その近くに燃えやすいものを置かないこと。
- 11 有機溶剤等のある場所に消火器その他消火設備を置くこと。
- 12 有機溶剤等を取り扱う設備のふた板、フランジ、バルブ、コック等の接合部から有機溶剤の漏れがあるかどうかを点検し、異常がある場合には補修すること。

プレス作業の心得

- 1 プレス作業は、原則として金型の間に手を入れない方法により行うこと。
- 2 できるだけ安全プレスを使用し、少なくとも安全装置は使うこと。
- 3 安全装置は常に有効な状態に保持すること。
- 4 小物プレス作業には、適切なハサミ、ピンセット等の手工具を使用すること。
- 5 長物の連続打抜き作業には、最終端で手が金型に入らないようにするためのガードを取り付けること。
- 6 足踏式のプレスは、できるだけ両手起動式に替えることが望ましい。なお、ペダルには覆いをつけること。
- 7 クラッチ、ブレーキその他の制御のために必要な部分の機能に常に有効な状態を保持すること。
- 8 作業面は明るく(少なくとも150ルクス以上)して作業を行うこと。
- 9 修理、点検、給油等の作業は、機械の運転を止めてから行うこと。
- 10 その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行うこと。
 - イ クラッチ及びブレーキの機能
 - ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリューのボルトのゆるみの有無
 - ハ スライド又は刃物による危険を防止するための機構の機能
 - ニ プレス機械にあっては、金型及びボルスターの状態
 - ホ シャーにあっては、刃物及びテーブルの状態
- 11 1年を超えない一定の期間ごとに、次の事項について検査を行うこと。
 - イ クランクシャフト、フライホイールその他動力伝達装置の異常の有無
 - ロ クラッチブレーキその他制御系統の異常の有無
 - ハ 一行程一停止機構、急停止機構及び非常停止装置の異常の有無
 - ニ スライド、コネクティングロッドその他スライド関係の異常の有無
 - ホ 電磁弁、圧力調整弁その他空圧系統の異常の有無
 - ヘ 電磁弁、油圧ポンプその他の油圧系統の異常の有無
 - ト リミットスイッチ、リレーその他電気系統の異常の有無
 - チ ダイクッション及びその付属機器の異常の有無
 - リ スライドによる危険を防止するための機構の異常の有無

木工機械作業の心得

- 1 安全装置を取り外したまま作業をしないこと(作業の邪魔になるからといって、安全装置を外したり、位置を高くしないこと)。
- 2 始動にあたっては、板くず等が、のこ歯その他刃物のそばに散乱していないか確かめること。
- 3 節の状態、くぎ、かすがいの有無等材料をよく調べてから作業をすること。
- 4 手袋は、原則として使用しないこと。
- 5 機械を運転したまま作業位置を離れないこと。
- 6 機械の掃除、給油、検査又は修理の場合には、機械の運転を停止すること。
- 7 運転中に機械の刃部の切粉払いをするときは、ブラシや手ぼうき等を使用すること。
- 8 丸のこ盤作業で、素材を送るときは、のこ歯の正面を避けた側で行うこと。
- 9 帯のこ盤を使うときは、帯のこが回転中に切断して飛び出す危険があるので、覆いがあっても横側に立たないこと。
- 10 手押しかな盤で薄物や小物を削るときは、材料の長さ、厚さ及び幅に適応した抑え用具を使うこと。
- 11 面取り盤作業を行うときは、材料と定規との間に手をはさまれないように、材料の両端の横を持って作業すること。